

建設経済委員会記録

日 時	令和3年 6月18日(金) 午後 1時10分 ~ 午後 1時51分 午後 1時56分 ~ 午後 2時15分 午後 2時20分 ~ 午後 3時33分 午後 3時38分 ~ 午後 4時04分 午後 4時10分 ~ 午後 5時08分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎平野 光一 ○後藤浩一郎 石井 昭一 上橋 泉 北村 和之 末永 康文 田中 晋 林 紗絵子 日暮 栄治
委員外出席者	(傍聴) 大橋 昌信 福元 愛 渡部 和子
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 経済産業部長(國井 潔) 理事兼商工振興課長(北村崇史) 都市部長(染谷康則) 都市部理事(酒井 勉) 都市部理事(市原広巳) 次長兼宅地課長(沢 吉行) 宅地課副参事(大竹和弘) 都市計画課長(松本昌章) 都市計画課副参事(石戸則利) 建築指導課長(平久和則) 公園緑地課長(佐藤 誉) 中心市街地整備課長(長妻克典) 土木部長(星 雅之) 土木部理事(内田勝範) 道路保全課長(金井忠義) 交通政策課長(坂齋 豊) その他関係職員

午後 1時10分開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 では、そうさせていただきます。それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は、傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

では、本日はお手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。また、審査に必要な資料を閲覧するため、議長から貸与されたタブレット端末の使用が認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところがございます。全国的に、また本市においても感染が深刻化しており、この委員会において感染が拡大することが決してないよう、質疑、答弁につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。また、本日は定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があればこれを許します。

○北村 議案第12号、中小企業事業者のための専門相談窓口設置についてお聞きしたいと思います。

まず、この中小企業事業者という定義ですが、中小企業基本法ではそういう定義として、業種や資本金、従業員数などの基準に加えて、中小企業者とか小規模事業者というものがありますが、今回の相談窓口へのそういう対象範囲というのは、どのようになりますでしょうか。

○理事兼商工振興課長 今回事業の名前といたしましては、中小企業等というふうにさせていただいておりますが、より幅広く、市内事業者であれば御相談を受けられるような体制を構築してまいりたいと考えております。以上です。

○北村 了解しました。では、個人事業主でも小規模でも含まれるということですね。今ちょっと御答弁にあったように、対象事業者は柏市にその事業所の住所がある者、柏市民限定という理解でよろしいでしょうか。

○理事兼商工振興課長 柏市の商業の特性といたしまして、市外にお住まいの個人事業主の方が、例えば柏市内で飲食店とか美容室を営まれていらっしゃる場合もございます。そういった事業者の方についても幅広く相談の対象とさせていただきたいと考えております。以上です。

○北村 今回の相談窓口というのは、新型コロナウイルスの対策という位置づけだと思うので、各省庁でいろんな補助メニューとか、そういうものというのは新型コロナに限らず、その前からもあるわけですよね。この新型コロナ対策の相談窓口というところに限定しているということによろしいでしょうか。

○理事兼商工振興課長 この専門家相談窓口を開設した契機は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って経営状況が厳しい事業者あるいは様々なコロナに関する支援を受けるための相談窓口ということで設定させていただいておりますが、相談内容といたしましては新型コロナウイルスに限らず、経営全般の御相談をいただけるような幅広い体制を取ってまいりたいと考えております。以上です。

○北村 そういう意味では、例えば千葉県の時短要請の協力金とか、柏市でも独自に2回ほど中小企業を対象に補助金、努力されて、喜んでいる方も多いかとは思いますが、そういうトータル含まれるということによろしいですね。では、今回800万円の予算ついておりますけども、相談窓口体制というのは具体的にはどのようなものなのでしょうか。相談形式も含めてお示しいただければ幸いです。

○理事兼商工振興課長 今後、実際に相談体制につきましては補正予算をお認めいただいた後に、具体的に商工団体、あるいは専門家の所属する町会等に御相談しながら進めていきたいと考えておりますが、市として現在のところ想定しておりますのは、週1回あるいは2回、必ず専門家が常駐するようなイメージで考えておりま

す。相談を受けたい市内事業者におかれましては、まずその窓口で予約を入れていただき、自由に御相談をいただけるような環境づくりをしてまいりたいと思います。相談につきましては、一義的には中小企業の経営について熟知している中小企業診断士を第一次相談者として検討しておりますが、相談内容に応じまして社会保険労務士ですとか司法書士、行政書士、弁護士、税理士、会計士等の二次相談を受けられるような体制を構築してまいります。以上です。

○北村 どうぞよろしくお願いたします。相談形式ですが、予約を入れてということですがけれども、今コロナ禍というのも当然ありますし、LINEとかは市としてはやっていないのかもしれませんが、将来的にはやるかもしれないですし、メール、電話、様々な方法で、ぜひ市内事業者の支援、アドバイスというのを、相談というのを受けていただき、解消していただければと思います。これまで柏市は、今回相談窓口体制をつくるということでしたけど、どういうふうを受けていて、どのような相談がこのコロナ禍において相談件数とか内容とかありますでしょうか。委託しないとできないようなものなのかなというところもお聞きしたいと思います。

○理事兼商工振興課長 私ども商工振興課のほうには、お電話あるいは来庁によりまして様々な御相談いただいております。一番多いものが、自分たちはどのような支援を受けられるのかというものがここ2年間が一番多かったというふうに記憶しております。また、市内商工団体におきましても、それぞれ個別に市内事業者の御相談、これまでお預かりしているところなんですけど、やはり経営状況、それから補助金等の申請の手続、こういったものの相談が一番多かったというふうにお伺いしておりますので、まずはここを重点的にやりつつ、経営全般、あるいは雇用に関する御相談、幅広く講じられるような体制を構築してまいりたいと考えております。以上です。

○北村 どうぞよろしくお願いたします。時短要請の協力金などは、私の知り得る限りのところに案内しても、あと柏市の中小企業、20万円の給付金とかも案内していても、やっぱり申請しそびれた方がいたりして、私もなぜかお叱りを受けたりもするのですが、努力はされていると思いますが、しっかり皆さんが申請できるようなことをお願したいと思います。

最後に、今回そういう相談窓口を委託してつくるということであれば、相談者に対しての回答やアドバイスだけで終わるんじゃなくて、どこかのタイミングで蓄積した相談事例とか、そういうものを広く市内事業者に伝えたりして共有することができれば、事業者の役に立つのかなと私も考えたりしましたので、そこについてお願いたします。

○理事兼商工振興課長 まさに委員御指摘いただいたことは非常に重要なことと考えておまして、私どもも商工団体を通じて、あるいは個別の事業者に直接、様々なお話をお伺いしているところですが、そこだけではどうしてもお話をお伺いし切れない部分もございます。今回、専門家相談を実施することで、そういったこれまで商工振興課とのつながりがなかったような事業者の方々、個人事業主の方々のお

悩みや課題、そういったものもお伺いする機会と考えておりますので、相談内容につきましては報告を受け、市の今後の事業者支援に活用してまいりたいと考えております。以上です。

○林 それでは、続きなので、今の中小企業の専門家相談窓口の設置について、1点だけ伺います。コロナの感染拡大が始まってから、千葉県の商工連合会の中に相談窓口ができたり、あとよろず支援拠点の相談窓口が市内に設置されたりとか、何かいろいろな動きがあったと思うんですけど、この辺りの動きをちょっと整理して教えていただけますか。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおり、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口、国、県、市、それから商工団体、様々なところで開設されてきたところがございます。特に県のほうが開設しましたよろず支援拠点につきましては、柏市のほうから立候補させていただいて、市内に出張窓口というものを常設させていただいたところがございます。また、そういった御相談の内容ですとか御相談に応じる事業者の方々のニーズ、こういったものをお伺いした中で、やはり市内に常駐の専門家による相談の窓口というものが必要であろうということを改めて認識したことから、今般補正予算の中で、この専門家相談に関する経費を計上させていただいたところがございます。以上です。

○林 ありがとうございます。それでは、中小企業融資制度について伺います。昨年の9月にも同じような補正予算があって、そのときはセーフティネット4号認定を受けた事業者が中小企業融資制度の運転資金として融資を受けた場合の利子、あと信用保証料、あと小規模事業者の経営改善資金の支払い利子、あと新規事業創出創業者が企業支援資金などを利用したときの信用保証料、このようなものを補給していくというような説明だったと思うのですが、今回はこれと全く同じになるのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 同様のものがございます。

○林 昨年9月の補正予算のときは、補助対象を広げる期間が3月23日から12月1日までだったと言われていました。当初予算が2,490万円だったのを5,334万円に増額補正したというような内容だったと思うのですが、今回はいつからいつまでの期間を対象としているのですか。

○理事兼商工振興課長 国のほうのセーフティネット認定期間が3か月刻みで延長されておりまして、現在のところ令和3年9月までということになっております。ただ一方で、今後も新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少というものが継続する可能性があることから、市といたしましては令和3年度いっぱいまでこの制度を継続できるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。以上です。

○林 昨年度は、預託金が12億円の当初予算で、銀行との協定によって預託金の7倍まで融資可能ということで、実績は何件くらい、また幾らくらい融資されているのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 融資の令和2年度実績につきましては、163件、26億793万円となっております。以上です。

○林 ありがとうございます。そうすると、12億円の7倍までだから、全然余裕ということなんですね。今年度の当初の予算では、預託金がやはり12億円で、昨年度と同程度の金額なんですけれど、中小企業融資資金の利子補給補助金のほうが7,000万円ということで、昨年度より大幅に増えていたんです。私は、これが利子補給の継続分なのかなって思っていたんですけれど、その増額分についてお示しいただけますか。

○次長兼商工振興課長 令和3年度当初予算における利子補給分の増額につきましては、令和2年度に実施した利子補給の対象となった事業者が令和3年度に受ける補助金、これも加味したものとなっております。今回につきましては、令和3年度新たに融資を受けられる事業者を対象としたものでございます。以上です。

○林 今年度の申請数の見込みというのはどれぐらいになるのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 おおむね200件程度を予定しております。以上です。

○林 今回の補正予算には、国はお金は入らないでしたっけ。

○理事兼商工振興課長 現在のところ、財源構成といたしましては財政調整基金の取崩しということで充当しております。以上です。

○林 国や県とかの融資制度は、コロナによって現在どのようになっていますか。

○理事兼商工振興課長 国において実施している政策金融公庫、あるいは商工中金を經由した融資、こちらにつきましては令和2年度から継続されておりますが、千葉県において実施しておりました民間金融機関の貸付金に対する保証料、それから利子の補給につきましては大幅に縮小となっており、昨年度につきましては利子全額、それから補償料全額ということでございましたが、今年度につきましては利子1%まで、そして新補償料につきましては0.2%までの支援となっております。以上です。

○林 分かる限りでいいのですけれども、今も新型コロナによる事業者の皆さんの影響というのはかなり大きいと思うのですけれども、この県の縮小したというのはどういうふうな意向なんですか。

○理事兼商工振興課長 県の融資制度ではございますが、令和2年度に実施しました県の融資につきましては全国的に行ったものでございまして、国の政策に県が応じたものでございます。国のほうにおきまして、令和2年度限りで民間融資に対するそのような補助が終了となっております。国といたしましては政策金融公庫、商工中金というもののほうの継続ということになっておりますので、そのような形で判断されたものと考えております。

○林 まだまだ必要とされていると思いますので、先ほどおっしゃったように、ぜひ継続できるようにお願いしたいと思います。

それでは、指定管理者に対する損失補償について伺います。指定管理者に対する損失補償は6,480万円計上されているんですけれど、その3,900万円がリフレッシュ

プラザの損失補償というふうに聞いています。これは、昨年度の減収分ということだったんですけれど、リフレッシュプラザは昨年度どれぐらい休業とか時短とか、あと人数制限などをしたのか、教えていただけますか。

○公園緑地課長 令和2年度につきましては、4月、5月、6月には完全全館閉鎖としております。また、7月から翌令和3年3月までは利用制限をして開館しております。以上です。

○林 年間の来館者数がどれぐらい減っているかというのはわかりますか。

○都市部理事 平成30年度の比較になります。その年は45万人入っておりまして、令和2年度は15万人ということで、3分の1になっております。以上です。

○林 ありがとうございます。今も多分時短になっているんじゃないかと思うんですけれど、利用者数についてはどうですか、あと利用制限もきっと今もかけているのですよね。その辺り教えていただけますか。

○公園緑地課長 現在も利用制限中のごさしまして、夜8時までの利用制限となっております。また、利用者数につきましては、令和2年度につきまして約7,000名弱の利用者数となっております。

○末永 先ほど商工振興の中小企業の融資というのですけれども、前のときに3,000万融資して入りました。もうコロナの影響を受けて、また借りたいと。借りられませんよね。借りられますか。そのところ。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおりのごさしまして、市の融資につきましては上限2,000万となっております。ただ一方で、国、県の融資枠は別途用意されておりますので、そういったものを合算することは可能でございます。以上です。

○末永 次長さんね、借りれる、可能って言うけど、現実に相談に行ったら、貸せませんと、ほとんどがね。それはそうでしょう。潰れかかっているんだから、コロナで。収入がないんだから。だから、運転資金で借りたいと言ったけど、あなたは前の借金残っているし、返していないから、貸せませんと、もう。どうもなりませんという相談が多いんですけれども。そこら辺についての補填のための貸出し融資もするのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 市の制度融資におきましては、特例でプラスアルファというような融資限度額の引上げというのは行っておりません。以上です。

○末永 だから、行っていませんよね。だから、結局死んじゃえということなんですよ。それじゃいけませんよね。だから、そこを救済するために貸付制度を、融資事業をしていくという、そしてなおかつ何かいい方法ないか、異業種で何か転換できないかとかいうふうなことを含めて、中小企業診断士がサポートしたり、あるいは誘導したりすることができる。そういうことまで、やっぱりきめ細かなところまでしないと、このコロナで中小企業はもう大変な状況ですよ。大企業もそうですけれども。それはそうでしょう。JRにしても、日航にしても、全日空にしても何千億という負債抱えて、みんな職員は出向しているわけですよ。農家に行ったり。JRなんていうのは、運転士以外は、内勤の仕事の人は全員一時帰休ですよ

ね、ここ。だから、そういうことからいうと、中小零細企業はもっとひどい状況ですよね。自殺者が増えますよね。だから、私はぜひきめ細かな相談をしていただきたい。そして、市内業者専門家の相談を実施するという、委託をするというのは、委託先はどこを考えているのでしょうか。商工会議所でしょうか。

○理事兼商工振興課長 今のところ商工会議所、沼南商工会などの商工団体に御相談をしているところでございます。

○末永 そこがちょっとね。そこがちょっとみそなんですよ。というのは、私は商工会議所とか商工会で多分いいと思う。だけど、そこは組織に入っている人が相談を受けるんですよ。組織に入っている人は受けるし、そこが厳しいけども、その人はまあ何とかもっているという状況なんです。商工会議所でいろんな融資もできるし、紹介してくれて、銀行もしてくれる。だけど、商工会議所の年5,000円が払えない人、あるいは所得税が払えない人、これが厳しいわけですよ。会費が払えなくて会議に行けない。相談行ったら、おたくは会員じゃないからちょっとってなるわけです、これ人間的に言ったらね。だから、私は商工会議所に入っていない人、漏れた方でも受け入れるようなところを設けて、例えば社会労務士協会だとか、あるいは司法書士協会とか、そういうところの相談を受けてくれんかというようなことをして、ちょっとそこら辺でも受けたら、1件当たり何がしの補助を出しますよというふうにしないと、国はそれに対応できないやつは、もう淘汰しろというような方針ですよ、今の自民党政権は。だから、そういうことじゃなくて、やっぱり柏の商業が苦しんでいるときにはみんなで支え合うという、そして相談も乗るよというような体制をつくっていただきたいんですよ。そういう方いっぱいいますから、相談できない、入っていないから。商工会議所は、手前では誰でも受けるよといっても、受けられないんですよ。受けていないんですよ、現実には。商工会議所には行けないというんだもん。というのは、滞納しているから、それは。行ったら、滞納金まず先に取りられちゃうから、行けないというんだ。だから、そういう人たちのことをぜひ考えて、ここはちょっと800万で予算をちょっと足してでもいいから、そういう社会労務士協会とかありますよね。そういうところにもして、幾らかの1件当たり幾らってやってほしいんですよ。それはいかがでしょうか。

○理事兼商工振興課長 まさに委員からおっしゃっていただいたことが、今回市として事業を実施するというのを決断させていただいた背景にございます。令和2年度におきましても、各商工団体において事業者相談というのを行っていたんですが、やはり会員外の事業者の方が相談に行きにくいというような状況をお伺いしておりますので、今回は市の事業として、市が直営でやりますということで、ただ単にネットワークを有する商工団体にいろいろな調整を行っていただくんですが、あくまでも事業の実施主体は市ということで、会員以外の方も等しく御相談をいただけるような形を構築したいと考えております。また、事業の御相談を受ける実際の窓口につきましては、中小診断士協会のほうにメインにお願いしておりますので、商工会議所といたしましては様々な専門家の調整ですとか、あとは会場の運営、設

営というようなものがメインになってくるかと考えております。以上です。

○末永 ぜひそういう大変厳しいところを救っていただきたいなと思います。今日から県議会が始まって、県議会で例えば飲食なんかで大変なところが、企業については20万円、個人は10万円補助しますよって打ち出していますよね、今日、今朝の新聞見ますと。そこら辺についても、どういう形を取るのかちょっと分かりませんが、7月から受け付けて、やるというふうに書いてありましたけど、それも速やかに県から県議会は取らないと、今月28日に終わるんですかね、県議会は。その後なるかもしれませんが、ぜひそこら辺を速やかにね。ともかくここを乗り切らないと、大変なことを乗り切るために、速やかにできるように準備をぜひしていただきたいなと思うんですよ。先ほど言った、北村理事が言った件については、7月1日の広報で、1面に、何か葬儀屋の宣伝なんかしないで、1面に、トップに商工会の人の目に飛びつくような形で、ばんと出していただきたいんですよ、7月1日号にね。出して、ここは商工の人がやれるよと、相談に行きなさい、補助もしますよって。すると、柏市の全体の企業ががんと元気づくんと、市民も元気づくんですよ。だから、そういう意味で、ぜひ広報にトップで載せて、ぜひ大きく1面使ってやっていただきたいなと思うんです。融資についても、県が来たらつい先ほど言いましたように、速やかに出せるように配慮願いたいと思います。回答はしますか。どうぞ。

○理事兼商工振興課長 まさに委員御指摘のとおり、柏市の元気の源というのは、市内事業者の皆様が商業活動を実施することで、買物等生活に便利なまちであるということが非常に大きな要素の一つであると考えております。そうしたことから、私ども市といたしましても、しっかりと事業者の皆様が市内で事業を継続できるようにサポートをしてまいりたいと思っておりますし、今回の相談で寄せられました様々な課題、懸念につきましても、しっかりと解決できるように対応してまいりたいと考えております。以上です。

○末永 今おっしゃったように、そうは言っても漏れる方いっぱいいるんで、そこら辺を救って、話だけでも聞いてあげるという対応をぜひしていただきたいと思います。

次に、公園の3,920万の、幾らだっけ、3,920万ですよ。このお金は財源はどこから持ってくるんでしょうか。国から出るんでしょうか。

○公園緑地課長 市の財源です。以上です。

○末永 市の一般財源から。市民がコロナで自粛して、利用しないでくれ、3分の1に減っているわけですよ。あそこは、指定管理者の方が、最初の頃はコロナの方がいて、従業員で。強制的に休まなきゃいけなかったりしていますよね。私は、制限するんだったら、ここどうい算定したか分かりませんが、3,920万のお金を一般財源からやるんだったら、もうちょっと考えたらいいいんじゃないかと思えますよ、これは。これはもうね。だから、指定管理者について、もう少し再検討するとか、補填するだけじゃなくて。そうしないと、指定管理者側も受けているから仕方ないけども、飲食の人なんかは、そんな20万とか10万しかもらえないんですよ。ここ

の会社は、幾らのうちの、年間何割収入のうち幾らもらったか知らんけども、そういうことを考えたら、そういうところだけ4,000万近い金を市が出すというのはいかなものかと。飲食の人たちは、国から来る金をもらうんですよね。国が出るからもらうわけですよ。これは、一般財源から出すんでしょう。これ私、リフレッシュプラザは、個々には京葉ガスの京葉産業という会社ですよ。道の駅を受けるところの。市川の道の駅やっている会社ですよ。ここ受けていますよね、3者で。そこにはお手盛りして、金を全部たっぷりあげますよと言っておいて、飲食の人にはたった20万と、大手は20万か、あるいは10万円しかあげないと。これちょっと不公平じゃありませんか。どうなんですか、そこら辺。

○都市部理事 現在のウェルネスパートナーズについては京葉産業さん入っていますが、今回の補償対象の部分はシンコーさんと大成有楽さんなんで、京葉産業さんは入っていません。あと、財源のスキームなんですが、リフレッシュプラザにつきましては収入の4割強が利用料金で賄うということで、非常に大きなウエートを占めているということで、これ自体が令和2年度、コロナの影響下で制限されたということで、その分の収入の大部分を得ている利用料金の部分について、主たる補填内容が一般財源で対応するというので、今回の補正予算を提示させていただいております。以上です。

○末永 酒井さん、言っていることは分かっているよ。それは、飲食の人は、国から10万円しかもらえないんだよ、補填が10万円しか、それは。10万円しかもらえないということは、それは国から来る10万。市は一般財源入れていないんだよ。一銭も入れていないんだよ。ここだけこんな一般財源から4,000万も入れるのはいかなものかと言っているんですよ。だから、コロナでこういうことで閉めて、もう先もコロナの関係で、ここ半年、あと1年ぐらいは無理だよ。ワクチンして、すぐプールに行こうなんてあり得ないんだから。そうすると、それはもう思い切って、これは何らかの形のを考えるとときがあるんじゃないかと。3分の1しか利用していないでしょう。それは京葉産業には金行っていないっていったって、それこそおかしいんじゃないですか。京葉ガスって、人が減ろうが増えようが関係なく警備はやるんだよ、それは。やっているんだよ。じゃ、京葉産業だけは金もらわないで、あとの何とかなんて言ったね、そこだけは金もらうと。それもおかしいでしょうよ。だから、私はそうじゃなくて、総合的にやはり見直して、今イベントだとか、そういうのというのはどこも疲弊しているんですよ。イベント会社、警備の会社、これは仕事がない、全く。イベントがないから。そうすると、倒産するしかないという状況なんですよ。だから、そこだけ、リフレッシュだけがこういう形でやるのはいかなものかと言っているんです。だから少し、ここ長くなるから、もう議論しませんけど、ぜひもうちょっと抜本的にはどうしたらいいのかと。飲食の10万円と、この人たちはどうなるんだとか、一般財源から4,000万も入れることはいかなものかとか、市民の声があるとか、いろんなことを想定しなかったら、あそこにビラでも貼ってくださいよ。ここはコロナのために、業者につきましては3,920万円補填が

ありますといったら、みんな石ぶつけるよ、あんた悪いけど、それは。飲食の人怒るよ、あんた。飲食の人は10万円が国から行きますけど、3,920万円、市民の皆様方の税金で使いましたといったら、そういう分かりやすいこと言ったらどうなる。だから、そういう、市民からいったらふざけるなってなるでしょう。そういうことについて、ちゃんと理由が立つように精査をして、きちんとやってくださいと言っているんですよ。そうじゃなかったら、ちゃんと私に後で、そうじゃないという説明の資料をくださいよ、それはちゃんと。本当は3,920万の詳細が欲しいんですよ、その計算した。あなたたち計算したんでしょう。その仕様書欲しいんですよ、算定した算定基準、積算根拠ください。積算根拠くださいよ。

○都市部理事 積算根拠については、きちっとしたものがございますので、それは提出できます。あと、末永委員のほうから言われた京葉産業については、今年度からの指定管理者の構成員ですので、今回の補償は前任の指定管理者に対する補償になっております。以上です。

○末永 酒井さん、これが基準になると、その後も緊急事態宣言あったから、減っているから、また来年やるんでしょう、これ。同じような金額を9月か12月頃、また出すでしょうというの。もうやめるのか。やめるんだったら、別にいいんだよ。また出すでしょう。出さないのか。

○都市部理事 現在のコロナ禍の状況を見極めながらで対応せざるを得ない部分があるんですが、今年度から実施事業と指定管理事業をきちっと区分しておりますので、補償の在り方と、これまで人数制限をかけてきた施設の利用方法につきましても、今までの規制から少し緩和できる部分もあるかという部分も、今指定管理者のほうと協議しておりますので、補償の在り方、運営の在り方も含めて、今年度きちっと指定管理者と協議してまいりたいと思います。以上です。

○末永 いや、酒井さん、そういうふうに言ったら、私はこの金額多いところから、4,000万近い金は出さないということでもいいですね。あなたはそう言っていることは。それは、どういう打合せしているか知らんけども、覚えておくからね。悪いけど、きちっとした、その場限りの回答しないでよ。俺は、出す場合もあるかと思う、それは。だけど、説明がつかないだろうと、市民に。飲食の、これはひいひい言っているところには、10万円国が言ったから来ていて、ここは一般財源、市民の税金から4,000万円近い金が行く。それは、ちょっといかなものかと言いたいんですよ。だから、そうじゃなくて、抜本的に見直しなさい、抜本的協議をなさい、そして今後の、ここ三、四年は駄目だよ、コロナの関係で三、四年は。だから、三、四年の間はどうすればいいかと。それは稼げないんだから。自主事業だって、できるわけじゃないじゃん、そんなこと言ったって、それは。来ないんだから、泳げないんだから。ダンスも出来ないんだから。あんたソーシャルディスタンス取りなさいと言っているんだから、2メートル離れていて、そんなに2メートル以上のダンスなんかあるのか。チークダンスなんかできなくなっちゃうんだよ。だから、こういうことはちゃんと精査、きちっとしたもの出しなさいと言っているの。

○都市部理事 今回の補填金額についてはきちんと執行させていただきたいと思
います。根拠の資料についても委員のほうに提出させていただいて、対応したいと思
います。以上です。

○末永 私も反対はしないよ。それは、どこも厳しいから。だけど、あなたのとこ
ろで精査をします、飲食の人も苦しんでいるお気持ちも分かるから、これは精査を
ちゃんとして、議員さんたちみんなに仕様書、積算根拠について出して、御理解い
ただいて、ちゃんとやります、もうここは見直して、いろんなことしなきゃいけな
いし、企業努力も、市の中の財政見直しもしっかりやって、できるだけ皆さんが安
心して暮らせるようにやっていきますという回答をもらえば私は賛成するんですよ。
反対しない。だけど、何かぐだぐだ言って、積算根拠、本当は委員会前に出すべき
でしょう、あんた、そんなのは、そういうのはここですよって。4,000万近い金出す
んだったら、金がないと言っているんだから。だから、そういうことをきちんとや
ってくださいというの。そういうことをやりますということなら、俺は賛成します
よ。

○都市部理事 きちっと対応させていただきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。——ほかに質疑がなければ……

○公園緑地課長 先ほど林委員の回答で、私約7,000人と申し上げましたが、この
7,000人という数字は多目的ルームですとか会議室だけの人数でございます。全体の
利用者数、令和2年度につきましては15万2,366名となっております。以上です。

○委員長 ほかに質疑がなければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第12号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構で
す。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願
いいたします。それでは、換気も含めて、5分間休憩いたします。

午後 1時51分休憩

○

午後 1時56分再開

○委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第2区分、議案第9号、工事の施行協定の締結についてを議題といた
します。

本件について質疑があれば、これを許します。

○北村 短く何点かお聞きします。この跨線道路橋工事なんですけども、そもそも、この橋の所有者、管理者の現状についてちょっと一回確認させてください。

○道路保全課長 この仲町跨線橋につきましては、全線柏市の管理になってございます。以上でございます。

○北村 ありがとうございます。今回 J R さんと協定を結ばれたということですけども、協定を結ぶ意義だったり、協定の内容についてお示しいただければと思います。

○道路保全課長 まず、本協定につきましては、仲町跨線橋、場所はプラザヘイアンですか、今ライフケア、跨線橋になるんですけども、そこの鉄道橋の上部にかかる部分、跨線橋の部分について、その補修方法、補修工法、あとその補修に関わる費用、そういう全面的に整備を行うものについての協定を今回締結してございます。以上でございます。

○北村 柏市が全て所有管理だったとしても、そういう協定は結ぶ必要があるんですねということで、あの道路がとても渋滞もするし、重要な道路というところで、特にその工事を進めていくに当たって、双方、J R、柏市の問題意識というのは、あったりしたら教えてください。

○道路保全課長 まず、あそこの交通的なものでいいますと、動脈ということで、やはり重要な幹線として私ども捉えてございます。やはり橋梁等、構造物はいずれは劣化というのが当然進んでまいりますので、常に健全な状況で保たなければならない、そのような考えから、私ども橋梁点検は、法で定められました橋梁点検を基に、今回補修の工事は協議が調ったことから始めさせていただきます。また、J R 側にとりましても、J R 常磐線は非常に交通の大動脈でございます。やはりその動脈を橋梁の破損等によって当然止めるわけにもいかないということもございまして、その点では健全な状態に保つということは、J R 及び市も共通の認識であるというふうに考えております。以上です。

○北村 ありがとうございます。市内には180橋管理しているものが、橋があるということですけども、今回に関しては工事概要の理由のところを見ると、5年に1回の頻度で行う定期点検において確認された箇所のうち補修工事を実施するものというふうにあります。効果のところを見ると、計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理、この予防保全型の維持管理というのはどういうものかというのをちょっと、さっきの5年に1回の定期点検というのと予防保全型の維持管理、ちょっとそこを含めて、どういうものがあるか御説明していただければ幸いです。

○道路保全課長 まず、今回5年に1回の点検で、当然判定を下しまして、補修が必要な部分というのが当然出てきてまいります。また、予防保全としましては、その当時にはまだ、前回の点検、26年度にやっております。その当時に、判定箇所というのは当然やらなければならないところ、あとまだそこまでは行ってないけれども、次回の点検時、または次回の補修時に直さなければならないものというのもちょっと定めておりまして、それでやはりどうしても点検から補修までの J R 協

議等で、数年たってしまう場合がございますので、その点も含めまして補修のほうをやはりここで進めていくと。そして、橋梁を健全に保つための点検と補修、及び補修までの期間というんですか、この経年変化に伴う補修も含めて、全て行うという形で、また5年に1回、次回5年後に、また点検、5年ごとに橋梁の点検をいたしますけれども、そのときにまた別の劣化が見られるかもしれないということは当然でございます。常に予防保全型という形で、常に健全に保つような形での点検並びに保守を行っているという形でございます。以上です。

○北村 予防保全型維持管理を徹底していても、5年に1回の定期点検は変わらないと。それは徹底していけば、私は5年が例えば10年でよくなるのかとか、いろいろ考えていたんですが、そういうことではないということでございますね。工期が令和6年の3月31日ということで、長いことだったり、やはり先ほどの交通の渋滞の件だったり、通行量を考えると、やはり渋滞や事故というものが心配になってきます。工期はいいですが、工事時間帯とか、何かそういうここを通る通行車だったり、住民への配慮というのはありますでしょうか。

○道路保全課長 鉄道上の上部になりますので、電車が止まっている時間、深夜12時、1時から始発までの間、その間の工事というふうになります。橋上につきましては、基本的に規制等を行うことは今考えてございません。昼間通勤等々含めて、交通の障害となるような通行止めは考えてございません。以上でございます。

○北村 分かりました。私も迂回の必要性などあるのかなということもお聞きしようと思ったのですが、それは今の答弁で理解いたしました。いずれにしてもそういう、ただ車は通行止めとか、そういうのはしないにしても、ある程度の配慮、安全というのは確保していく必要があると思うので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○林 先ほどの答弁でちょっと1点分からないところがあったんですけど、私今回の工事は、令和元年度に実施した橋梁点検結果を受けて行われるものだったんですけど、さっき平成26年とおっしゃったのは、その前の点検のお話をされただけですよ。

○道路保全課長 5年に1度の点検というのが定められておまして、当時26年に1回点検してございます。その後、また令和元年度にも再度点検をしているということでございます。以上です。

○林 今回の補修内容なんですけれど、資料にひび割れ補修とか、断面修復とか書いてあるんですけど、前回26年の詳細点検の後にも工事をされているんですか。

○道路保全課長 まず、今回JRの橋上部の工事になります。それ以前に、その取付け道路、市道からJRに上がる跨線橋までの部分の国道側並びに東口側の補修の工事を行ってございます。今回最後にそのJRの跨線橋の工事を行うという形になってございます。以上です。

○林 令和元年度に実施した橋梁点検の結果というのがホームページに出ていたのを見たんですけど、ほかに8橋梁の点検結果が公開されているんですけど、

ほかの橋梁の点検結果と、あと修繕の計画というのはどのようになっているんですか。

○道路保全課長 当然点検結果に基づきまして、判定度というものが定められてございます。それに伴って優先順位を定めて、順次橋梁の補修をまいります。以上でございます。

○林 分かりました。この跨線道路橋は1972年につくられたと聞いたんですけど、今回のようにその5年ごとの点検と、あと補修を繰り返しながら、通常は何年ぐらいまで使えるものなんでしょうか。

○道路保全課長 コンクリート橋ですと約50年という形でありますけれども、今回鋼製桁、鉄の橋になります。基礎を支えている部分が。それに伴いましては、定期的な点検を行っていけば、50年以上、建設後、私どもとしてはこういう補修を繰り返すことによって100年、この次、あと50年はもたせたいというふうな形で考えて予防保全型も含めた形で進めてまいります。

○末永 これは、7億1,955万1,000円、これはJRの言い値ですか。

○道路保全課長 JRから協定書で、点検もJR、コンサルのほうでやってもらっております。それらも（「言い値かどうか聞いてるんだよ」と呼ぶ者あり）JRのほうの値段です。以上です。

○末永 そうすると、JRの言い値で、7億1,955万1,000円くれて言われたわけですね。それで予算で、国が55%出すよという案件ね。JRのところは全部市町村で持ちなさいという、鉄道は大体なっているから、請願駅じゃないけども、請願だから、全部市町村で持ちなさいよというのが法律というか、そういう形になっているから仕方がないところあるんだけど、だからJRの言い値かというふうに聞いたの。JRのところは、JRがやらなきゃいけないからJRと契約しているんだけど、鉄道法でね。JRというけど、これは鉄建公団がやるのか。どこがやるの。

○道路保全課長 まず、JR東日本と協定を結びまして、今度JR東日本がJRの専門の工事する会社のほうに発注をするということで聞いております。以上です。

○末永 大体9割方が鉄建公団。内田部長さんが失敗したあそこの大堀川の穴掘ったところ、シールドで失敗したところの会社が受けるんですよ、大体。大体指定されているの、鉄道の場合は。そこで聞きたいけど、JRがピンはねしているかどうか、7億1,955万1,000円のうち、本当にこの金額で入札しているのかどうか聞いてほしいんですけど。後でいいから。普通、最近やっていなくて、それがばれちゃって、いろいろ問題になっているんだけど、JRの何か手数料あるから、取るんだよね、最近。民間になっているから。国鉄の場合は取らなかったの。だから、この言い値についてもやっぱりチェックして、それはどうなのかと。やっぱり市町村が交渉しないといけないよね。言い値だけで、本当にそうなんですか、積算くださいよと。どこに請け負わせるんですか、どこの下請出すんですかと。下請に出すんだったら、少なくとも柏の市内業者に何とかできませんかとか、そこら辺までやらなきゃいけないよね。ただ言われた値段で国交省から出るから、あとはそっちでやって

くださいじゃなくて、やっぱり柏市が市内業者できるところはやってくれ、採用してくれませんかとかいうことをやらないと駄目だよ。民間になったんだから。ぜひそういうことをやってほしいと思うんです。それから、これ私も東建工という鉄道の内部では、ここを修理するんだけど、大体分かるんだけど、今東建工というのはないんだけどね。そういうところやるんだけど。これは上部のところ、舗装は、舗装のところは鉄建公団がやらなくても、柏市内業者でもできるよね。

○道路保全課長 上部の舗装では柏市が行っております。

○末永 それで、この支柱の部分というか、断面の補修というのは、このひび割れて、資料は言っているんだけど、地震があったらこれ大丈夫なのか、もつのか、100年なんていうけど、俺100年生きないから分からんけどもさ。もつのかどうか。その科学的根拠はどうなのかって、それはどうなの。

○道路保全課長 100年もつかどうかって言われると、一応100年もつような形での補修のほうを私ども行っていくという形になっておりまして、そういう状況ですので、実際にそれが100年が80年になるのかというのは、ちょっと申し訳ございませんけれども、ちょっと……

○末永 金井さんはなかなか言えない。金井さん、柏市としてはなかなか言えないだろうから、議会で7億1,955万1,000円、柏市が出すのは3億2,379万8,000円なんだけど、45%で3億円ぐらいだけど、3億円ぐらいというか、お金出すのは、負担するからには、議会でもいろいろ言われますと、JRさんと。本当の値段幾らと。あなたのところ何%取っているんじゃないのと。だったら、柏市に仕事させなさいよとかね、どういう金額なんですかということは議会で言われたということで、ぜひ聞いてくださいよ。あなたが窓口か。どこが窓口なの。

○道路保全課長 道路保全課が窓口になると思います。

○末永 金井さんが窓口ね。だったら、金井さん、思い切って、自分が言っているんじゃないんだから、議会が言っているんだということ言ってくださいよ。これ、どこの市町村の人でしたかね、仕事取っているんですよ、きちんと。下請に入って、ちゃんと取っている。だから、そういうことも必要ですよ。ただ、危険な場所だから、夜間で、電車が止まってから、緩行線から始めてやっていくんだけど、コロナで緩行線が30分繰上げになっているから、工事を早く終わるから、積算は全部夜間工事が早く終わる、早く工事が短期で終わるということで、今いろいろと問題になっているんですよ。これは労働者の中でね。手当がなくなったという、夜勤手当がなくなったって。それを短縮してしまったから、工事は早く終わっちゃうわけです。それは、そういうことが問題になっているぐらいだから、本当なら金額縮小できるはずですよ。だから、そういうこともきちんと議論してくださいよ。お願いします。終わります。

○田中 すみません、ちょっと確認じゃないんですけども、この橋梁、1972年にできたというふうに、大体50年ですよ。市内180橋梁あるうちの50年以上たっている橋梁というのは、今つかんでいますか。分からなければ後で。

○道路保全課長 今手元に資料ございませんので、橋梁台帳のほうからまた確認を取って、また報告させていただければと思います。

○田中 先ほど100年という話もありましたけど、要は古いところから順次またやっていくということで理解してよろしいんですか。

○道路保全課長 古い橋でも、やはり健全な橋は当然ございます。新しい橋によっても、やっぱり地盤の影響とかというのがございますので、調査の点検の結果を見て、補修が必要な橋から順次進めていく、当然築年数が古い橋になりますと、やはりそれなりの支障が出てくることもありますので、特に念入りに点検をして、判定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○田中 先ほど5年に1回の点検って言っていましたけど、180の橋梁を5年に1回全部点検しているってことでよろしいんですか。

○道路保全課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 議案第9号、工事の施行協定の締結について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。それでは、5分間休憩いたします。

午後 2時15分休憩

○

午後 2時20分再開

○委員長 それでは、再開いたしますが、議案の審査に入る前に、先ほどの議案、第9号で追加の答弁がございますので、答弁どうぞ。

○道路保全課長 先ほど田中委員から御質問のございました柏市内50年以上たっている橋梁、何橋あるかという御質問に対しまして、柏市内38橋ございます。以上でございます。

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

まず、請願第1区分、請願36号、布施南地区：紀長伸銅所跡地に建設される計画データセンター4棟についてを議題といたします。

本件について質疑があればこれを許します。

○上橋 請願の主旨2から7は、市のほうから事業主に要請をしてくださいということですね。さて、この事業主が誰かということが、なかなか本件の事業、よう分らないんですよ。これまでも地区計画に関する事業説明というのは、エム・ケー株式会社ってところが出てこられるのね。それから、開発行為等計画公開等条例に

基づく説明会には、施主になりますから、所有者のM i r a i 合同さんが出てこられるんですけど、もう一つよう分からない業者が出てきているんです。スカイデベロップメントという会社なんですよ。それで、M i r a i 合同さんは所有権者ということでよう分かるし、このエム・ケーさん、エム・ケー株式会社ってどういう会社かなと思ったけど、向こうのホームページ見て分かって、開発の難しい土地を開発できるように仕上げ、それでこのエム・ケーさんの場合は、ヘッドリースというやつかな。自分もリスク取るから事業者なんだと。もともとこういう使いづらい土地を使えるようにすると。昔は、地上げ、地上げ言っていたんだけど、地上げ屋さんが一括借上げやって、自分たちも事業者なんだということで地区計画も作られたわけですね。そこでもう一つ、スカイデベロップメントさんという会社は、どういう役割をこの事業で果たしておられるんでしょうか。

○都市計画課副参事 スカイデベロップメントは、国内のデータセンターの事業者であります。日本国内でデータセンターを運営している事業者です。今回のデータセンターに関しては、スカイデベロップメントという合同会社と、あとは投資会社であるP A G インベストメントマネジメント株式会社というところが合同で今回の布施南地区のデータセンターのために、M i r a i 合同会社というのを2つの会社でつくっています。M i r a i 合同会社が、先ほど委員お話しいただいた今の土地の所有者であって、建築の施主であります。以上になります。

○上橋 データセンターそれ自体は、数百億円の投資になると言われている大変な巨額な建物なんだけど、この建物自体の所有権者はどこがなれるんですか。

○都市計画課副参事 恐らくM i r a i 合同会社になると思います。以上になります。

○上橋 そうすると、スカイデベロップメントというのは、M i r a i 合同会社の出資者みたいな感じですか。

○都市計画課副参事 そのとおりかと思います。

○上橋 それで、このデータセンターの運営はM i r a i 合同会社がやるということですね。

○都市計画課副参事 そのとおりでございます。

○上橋 そこで、さてこうして請願者は柏市に対して、主旨2から主旨6までの要請を柏市から事業者にしてくださいって言うんだけど、皆さんはどの会社にこの要請をされることになるんでしょうか。

○都市計画課副参事 実質的には、今M i r a i 合同会社から委託を受けているスカイデベロップメントのほうの実質的に今の施工管理等しておりますので、スカイデベロップメント合同会社を通しながらM i r a i 合同会社に向けて要請がされるものと思います。

○上橋 それで、ではエム・ケー株式会社というのは、説明会に行くと、両方のM i r a i 合同、スカイデベロップメント、それからエム・ケーですが、そろったのが6月4日で、この3者がそろったというのは初めて見たんですけどね。何か答弁

するんでも、エム・ケー株式会社というのは随分表に出てこられて、事業主、これをどう考えているんだって言っても、エム・ケーの方が出てこられて、私に向かって、あなたは誤解をしておられるんだと。事業者は我々なんだということと言われるんだけど、しかしながらこの建物を建設されている、もちろん建設するということは数百億円の金を出すということであるわけですから、この方、この会社がね、この会社というのはM i r a i 合同とスカイデベロップメントということになるでしょう。投資するわけだから、この人が最終的な決定権を持っているんじゃないんですかと。だから、この人の、特にM i r a i 合同さんが話さないことには何事も決められないんじゃないんですかということを使うんだけど、どうもM i r a i 合同さんが立たないで、エム・ケーさんばかりが説明されると。こういう説明の仕方、おかしいなと思うんだけど、皆さんそれ疑問に思われませんか。

○都市計画課長 説明につきましては、この間の説明会においては、M i r a i 自体はまだ、データセンターができた際、起動する会社と考えておりますので、スカイデベロップメントが説明をするものと思っております。以上です。

○上橋 それで、本当言うと、この3者、エム・ケーさんとM i r a i 合同さんとスカイ、大体3者がそろわないと、肝腎なところでぱっと逃げられるんですよ。だから、皆さんが要請するときにも、3者そろってもらったところで、こういう要請が、議会から強い要請があったんだと。3者で必ず、この3者のどこかが責任取らなくちゃいかんのだよということで説明へ行ってもらわないと困る。1者1者話していたんじゃない、うちはこの責任は持ちませんという逃げ方をされるんで、ぜひこのことはしっかり、もう3者で来てくださいということで、3者のこの事業に関する最高のというか、責任者の方に来てもらうようにしていただくようお願い申し上げます。

それと、例の6月4日の説明会では、冒頭に日照が大きく影響を受けるという、住民の方が最初に発言をされました。この方は、2019年の最初の説明のときに、日照は玄関先で、冬至のときに玄関先に差す程度だということで、特段の疑問も持たれずにずっと来たわけです。それが約1年後の10月の30日、去年のですね。エム・ケーさんと大成さんが来られて、あなたのうちは日影を随分かぶることになりますよという、この怒りを述べられました。そうすると、会場がしいんとして、誰も声を発することがなくなりました。しかしながら、このエム・ケーさんの方が立たれて、あのときはちゃんと建設設計ができていなかったんで、ああいうことを言ってしまいましたということを繰り返し言われるんですけど、こんなの言い訳になりますか。恐らく2019年の段階では、ちゃんと設計もあって、俺のうちにはほとんど日影の影響がないんだなど、この方思われたと思うんだけど、1年後に設計ができてきたら、いや、大変な影響がありますよって言われて。こんなの説明で通りますか。市のほうはよく説明させますと思うんだけど、こんな説明を繰り返しても意味がないんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○都市計画課長 我々としても当初の説明と設計後の説明が違うということは認識

しております。それにつきましては、事業者のほうがなぜそうなったのか等々、その住民の方々に懇切丁寧に説明するよう、我々も強くこれまでも要請しております。以上です。

○上橋 そこなんですけど、説明して、だってあのおとき、1年前は設計していません、なので、本当に設計してみたらこうなったんで、日影図が変わってきたんですよと、100回、1,000回言ったって、これは納得されません。これはいけませんよね。私はあの場で、1年前に説明したラインで設計する義務があるんじゃないですかということを行ったんだけど、柏市のほうからも事業者に、あなたたち1年前に住民に説明した線で設計する義務がありますよ、それだけ大きいもんですよ、責任は。こう言っていただけませんか。

○建築指導課長 柏市といたしましては、建築基準法にのっとりまして、日影規制のチェックを、確認を行っております。当該地区は、計画地は調整区域で日影規制はかかりませんが、影を周辺の第一種低層住居専用地域に落としまするので、冬至の8時から夕方の4時までの間に、2.5時間以上の日影を発生させてはいけないということになっておりますけれども、当該日影については、規制する日影についてはほぼ事業地内に収まっておりますので、市として法的チェックとしては、適法な計画だというふうに認識しております。以上です。

○上橋 でも、1年前にそういう不正確な説明をされたことが大きく影響を与えている。その一番大きい影響は何かというと、都市計画審議会までに周辺住民のクレーム、これ約束が違うということ、届けられなかったんですよ。このエム・ケーと大成建設がこの方を訪問されて、開発計画の説明をして、日影のことを考えられたときにもう、都市計画審議会は終わっていたんですよ。終わっていたんですよ。都市計画審議会では、周辺住民から特段のクレームが上がっていないという説明がなされて、これが都市計画決定されたんですよ。重大な、この都市計画の審議に当たって重要な住民の声を届けるという機会がここで奪われたんですよ。確かにおっしゃるように、2.5時間は受忍の範囲内、法律ではそうなっているよって言われるかもしれないけれども、それがためにこの方は、この都市計画審議会までに周辺住民の思いとか、怒りとか、クレームを届けられなかったんですよ。これ大変な損失になりますね、住民にとってはね。このことをどう思われますか。

○都市計画課長 都市計画の手續につきましては、都市計画法に基づきまして、縦覧等を含めて適正に進めております。以上です。

○上橋 そう逃げられちゃったら、もう話になりませんよね。やっぱり、だから請願者は、この請願の冒頭に述べておられるように、もう一度都市計画審議会を開催してくださいということ言う。これは、私は一般質問で言いましたように、この柏市の地区計画の運用基準で、住民がこの地区計画に意見を述べ、意見を聞くという機会を義務づけていないんですよ。全国の幾つもの自治体の運用基準では、それを義務づけられている。そういう運用基準もたくさんある。柏市はなかった。だから、住民はそれだけで、最初から皆さん都市計画の基準でやれば問題ないんだから、

じゃ運用基準の中でも、住民の声を聞く必要はないと思われたんですか。皆さんだって、周辺の生活との生活環境との調和ということ書いてあります、運用基準の中でね。これだから、都市計画基準だけで、これは事業やってもいいともし言われるんだったら、こんな周辺住民の生活環境との調和というのを削ってください。この運用基準自体を法的に争われると思いますよ、住民の方々。どう思われますか。

○都市計画課副参事 周辺住民の行為につきましては、運用基準上は書いてありませんが、提案者が相談来たときに、周辺の住民に対して周知することということを指導しています。その周知の仕方については規定がありませんので、個別訪問や説明会をやって周知いただくという方法を事業者さんたちで考えていただくことになっております。今回については、説明会という方法を取られたんですけれども、それについても周辺3町会ありまして、そこの町会長と相談して、どこのエリアまでの範囲を呼んで説明会をやるかというのを相談した上で、説明会を4回ほどやられているということで、それについても提案書の中で提出いただいて、我々はそれを確認した上で都市計画の手続に進みました。以上になります。

○上橋 しかしながら、その説明会の中で、このデータセンターの真実の姿、及ぼす影響の真実の姿が明らかになったのは、都市計画審議会が終わって、さらに都市計画が確定してから、もう12月頃なんですね。これは、ちょっと皆さん拙速過ぎですよ。住民は、少なくとも真実の情報だけは周辺の住民の皆さんに届いてから地区計画を確定したりする、そうされるべきだったと思いますよ。拙速過ぎたと思う。申し訳ないけど。だから、皆さんがこれは大変なことになるという思いで立ち上がったのはもう今年の12月以降の話であって、思って立ち上がったときには、もう既に時遅しだったんですよ。もう3月議会に条例案も出ましたし、このこと皆さんどうですか、振り返って見られて、ちょっとこちらの指導にも甘いところがあった、これは十分に指導が行き届いていなかったと思われませんか。それで、住民の皆さんがこれで事業者に、声を、もう一回設計変更と言われたときには、事業収益を考えると、もう設計変更はできません。この一本やりでずっと来られている。こんなことっていいんですか。

○都市計画課長 我々としても、当初の日影の問題で、当初と設計後が違って、それが起因して……

○上橋 ちょっとよく聞こえないんですけど。

○都市計画課長 このような問題になってしまったというのも認識しております。やはりそれは事業者が、先ほど申し上げましたように、何で違ったかとか、そこがまだまだ説明が足りないとか、説明不足というものもあるかと思えますので、それは事業者のほうにも我々も強く要請して、真摯に対応するようには、これからも強く求めていっている次第でございます。以上です。

○上橋 それで、そういう要請されるときにも、私冒頭言いましたように、3事業者をそろえること、それとこれは説明だけで終わってはなりませんよと。これまでずっと一貫して物別れで、歩み寄りがないので、何らかの形の上での変化がないと

調和取れませんよということを強く言っていただきたい。それで、都市計画法に反していないからということも皆さんおっしゃるけど、議会の一般質問に対する答弁で、都市部長が25%の緑地を保持してあり、もう十分クリアしていると言うんだけど、計画書を見ていただいたらいいんだけど、25%の緑地というのが、肝腎のデータセンターが建つところに25%確保されたらいいんですよ。全然データセンターのあるところの緑地は、紀長伸銅時代よりもかなり後退しているわけです、緑地部分。それで、斜面地の面積というのは物すごく広いです。かなり広範に、帯状に斜面地、事業地に取り入れられていますからね。こんな緑地の取り方は駄目ですよ。もう事業の本拠であるデータセンターの周辺に緑地を取らなければ駄目ですよということを言っていただけませんか。答弁を求めます。

○都市計画課副参事 緑地については、もともと既存で木が生えていたところ、それを伐採せずにそのまま使用するというで環境等を整えるということで、そこを再利用するというで今調整しているようです。さらに、木の整備の仕方については、特に布施新町側の方から、今までの管理だとなかなかうまく管理してくれていなくて、落ち葉の問題が大変あったという強い要望があったので、そこについては現事業者において、少し多めに木を伐採したりとかして対応をしているようです。以上になります。

○上橋 そのことは何度も聞いた。だから、それは布施新町側の緑地については、布施新町の人クレームが来ないというのは、その点だろうと思うんですよ。ただ、事業をやるデータセンターの周りは、もう既に相当数の古い大きな樹木が伐採されて、根こそぎ取られて、地震のようだったという具合に周辺住民は言っておられるのね。これが残念で、ここからも周辺住民の多くの不満の声というのが上がっているわけですよ。それでもう一つ、部長にデータセンターというのは、部長がSDGsのあれだとおっしゃったんでね。だけど、このSDGsというのは、こういう利益を最大限追求する現代の資本主義の在り方に疑問を掲げる論理だったわけです。もう、それだけで、SDGsと言いながらも、この事業そのものは全然SDじゃないですよ。周辺住民は少なくとも、何だ、SDGsなんて、こんなもんじゃなかったはずだと思っておられますよ。だから、ぜひとも皆さん、請願の1も掲げているように、私はもう一回この事業は仕切り直しをして、調和のある、周辺住民と調和のある解決を求めます。私は、3月議会の冒頭で言いましたように、データセンターが造られるということには反対しません。今の日本が最も必要とするものだからね。データセンターであるのはいいんだけど、ちょっとこの4棟も建つところに目いっぱい、布施新町側に緑地があるんだから、ここが目いっぱい建ったらいいんじゃないかというような設計がされて、これが建設されようとしている、これは大変な問題だと思いますので、もう一回やっぱり都市計画、地区計画をもう一回練り直して、つくり直してもらって、都市計画審議会をもう一回再開すると。この住民の主張はもっともな主張だと思います。以上意見を述べて、私の質疑を終わります。

○林 それでは、ちょっとまず初めに、私一般質問で聞いた内容で、あらかじめ影

響が強く及ぶおそれのある近隣地区の住民を地区計画の提出者に加えるとか、何とかそういう方向で確実に住民同意を得られるような開発にできないのかというような質問をしたんですけれど、その部分の答弁は特になさそうだったので、ここもう一度お答えいただけますか。

○都市計画課副参事 同意については、都市計画法の中で決まっております。地区の中の土地所有者等ということで、等の中には借地権者が含まれるんですけれども、その実際に権利をお持ちの方から同意をいただくと。これは、法律で決まっておりますので、今回も1者となりますが、一つの権利者のほうから同意をいただいて、それを提案図書につけていただいているということで我々も確認しております。周辺の方については、特に法律では決まっておりません。そういう中で、各自治体運用で行っているところですが、先ほど上橋委員のほうに述べたように、周辺の方については、柏市の場合は周知いただくということで指導をして、その周知の仕方として説明会を今回選ばれたということになります。以上です。

○林 本会議でもそういうような御答弁だったと思うんです。でも、私が一番聞きたいのは、地区計画の提出者にあらかじめ、物すごい近隣の方たちは加えるべきじゃないのという質問なんですけれど、そういうふうには変えられないんですか。

○都市計画課副参事 そもそも提案をする人というのが区域の中の方というのが法律上で決まっておりますので、周辺の方も区域に含まれるのであれば、それは同意が必要になります。そうすると、その区域の外にもまた周辺の方が出てきますので、いつまでたっても周辺の方が出てきてしまうということで、区域の中の方だけの同意ということで法律上決まっているものを、柏市もそれで運用しているという状況です。以上です。

○林 多分実際に開発するところの周辺何メートルとか、例えばそういう規定をつければどこまでも広がるということはないと思うんですけれど、いいです、難しいということで受け取りました。それでは順次主旨、ちょっと納得はいきませんけれど、主旨1から順番に聞いていきたいと思います。まず、主旨1のところなんですけれど、再審を要請しますということで、行政課に事前に確認しました。審議会の開催に係る条例とか規則というのは特になくて、各担当課の運営によるということなんです。この都市計画審議会においては、この開催に関して何か取り決めみたいのというのはあるんですか。

○都市計画課長 都市計画審議会につきましては条例に定めており、柏市都市計画審議会条例に定めております。以上です。

○林 開催の要件はどうなっていますか。

○都市計画課副参事 開催の要件については、特に条例上は規定されておらず、都市計画の決定する案件があるごとに開催するというように運用しております。おおむねですが、年に一、二回、多くて3回程度審議会を開催しているということになります。以上です。

○林 そうなると、要件で特に示されていないということなので、再審を求める市

民がいる場合、審議会の開催をすることもできなくはないという理解でよろしいですか。

○都市計画課副参事 都市計画の案というものを作成することになりますので、都市計画の案が作成できるのであれば、審議会を開催するということになります。以上です。

○林 その要件にはないのに、都市計画案を出さないと都市計画審議会は開かれないということなんですか。

○都市計画課副参事 都市計画の案をつくるきっかけがないと案はつくりませんので、きっかけがあればということで審議会を開催しているということになります。以上です。

○林 それは運用で、案件があるごとに開いているというだけで、実際に再審を求める市民がいて、開いちゃいけないってことじゃないんじゃないですか。

○都市計画課副参事 事務局が都市計画課で行っているんですけども、審議会にかける案件、付議案件になります。審議を求める案件として成立するかしないか、そこで見極めて審議会を開催しております。以上になります。

○林 分かりました。そこで判断をしているということなんですね。それでは主旨2については、今上橋委員が大分おっしゃったので、1点ちょっとお聞きしたいんですけど、請願者が西側へのセットバックを求めているところなんですけど、これは実現性というか、その辺りはどのようにお考えですか。

○建築指導課長 6月4日に行われた意見交換会の場で、事業者のほうから、事業性から考えて、規模の縮小等は難しいというような回答がなされております。以上です。

○林 規模の縮小については聞いていません。規模の縮小は、私も難しいだろうなと思っています。西側へのセットバックは検討できないんですかってお聞きしています。

○建築指導課長 柏市に公開条例による計画が出てから、地元の方たちとお話をされて、西側の影響を緩和するために、東側に1メートル移動しているという話は聞いております。以上です。

○林 分かりました。じゃ、既に1メートル後退しているということなんですね。その西側の方の要望というのがここに書いてあるんですけど、北側の布施新町のところの日照に関して、疑問とか要望とか住民の方から出ていないんでしょうか。

○都市計画課長 出ていなくはなくて、一件二件と幾つか出ている中で、様々な御意見、やはり提案する前にもいただいているというのを我々も聞いております。それに対して、先ほどの落ち葉の関係もありまして、いろいろできること、できないことを対応しながら、事業者のほうで1個1個クリアしているということで確認をしております。以上です。

○林 分かりました。それでは、主旨3についてちょっとお聞きしたいんですけど、この大型車両が頻繁に走行していて迷惑をされているということで、北側の道

路のほうを主要化してほしいという要望を出されているようなんですけれど、どちらの道路も狭いようなんですね。この大型車両の通行に対して、適した道路というのはこの辺にあんまりないですかね。その辺り、どのように考えていますか。

○**建築指導課長** 今回、今委員がおっしゃったように、南側の久寺家通りというのをメインの搬入路として搬入をしております。北側については、大型ではない工事車両とか、通勤車両等がそちらを通ることによって、南側の交通量の分散を図るということは事業者のほうもやっております。ただ、北側の道路については、大型車の種類によっては曲がり切れなくて、交通渋滞の要因になってしまうということもありますので、今のルートを選択しているというふうに聞いております。以上です。

○**林** 選択肢としては、その二つしかないのでしょうか。

○**建築指導課長** 基本的に実現可能だということで今のルートを選んでいるというふうに聞いております。以上です。

○**林** それでは、主旨5についてお聞きしたいんですけれど、非常用の発電機が設置されるようなんですけれど、これは地下に重油80万リットルということなので、恐らく消防の指導対象じゃないかなと思うんですけれど、設置基準とかはどのようになっているのでしょうか。

○**建築指導課長** 設置の位置の制限等はないというふうに聞いております。以上です。

○**林** じゃ、割と敷地の端っこに造ってしまっても、法律上は問題のないようなことになっているんですか。

○**建築指導課長** 基本的に、基準的にはそういう話になると思います。一応建築基準法等では、容量の規制とかはあるんですが、ただそれについても、地下のタンクについては規制対象外となっております。以上です。

○**林** 多分危険設備ということで心配されているんだと思うんですけれど、同様のもの、これまで事故とか、そういうものがあつたかどうか、分かる範囲でいいんですけれど、お答えできますか。

○**委員長** もし後で調べられるなら、調べて。

○**副市長** 多分消防局じゃないと把握していないのかもしれないので、私も、ちょっと今何とも言えないので、それをちょっと確認した上で、後ほど御説明させていただくような形でよろしいでしょうか。

○**林** こういう請願が出ているということですので、住民の皆様にはできるだけ寄り添うという形で、どれぐらいの影響が本当にあるのかとか、そういうところはよくお調べになったほうがいいんじゃないかなと思います。月1回の試運転があるというの聞いていますけれど、騒音なんかについても確認はしていますか。

○**建築指導課長** 非常用の発電装置については、騒音の規制はないということを経済部のほうに確認をしております。ただ、6月4日の意見交換会の際に、基準はないんですけれども、今回南側から御意見が出ているので、そちらについては緑地等

を設けて、なるべくその影響を少なくするように工夫をしていくというふうに事業者のほうで回答しております。以上です。

○林 それでは、主旨7についてお聞きしたいんですけど、この要望については、担当課としてはどのようにお考えですか。5メートルセットバックとか、高さ1メートル以内に配慮してほしいって、私土地勘がないので、この辺りはよく分からないんですけど。

○都市計画課長 布施新町側につきましては、事業者が提案している内容につきましては、セキュリティ上フェンスをなくすということは難しいですが、ただフェンスについては透視可能な格子状のフェンス、また民々の境界から1メートルバックして、ネットフェンスをつけるということを提案していると聞いております。以上です。

○林 分かりました。じゃ、その辺りは、そういう住民の皆さんの細かい要望については、担当課が間に入って、事業者の方と連携して何とか解決していこうというふうに今動かれているという理解でよろしいでしょうか。

○都市計画課長 既に要望のほうもいただいておりますので、また事業者のほうにもこういった要望があるというのは伝えております。以上です。

○林 分かりました。やはり大成建設作成の日影図と、ちゃんとできた日影図の差があるとか、そういうところで事業者側の問題というのも見えますので、私としては住民の皆さんに寄り添って、請願については賛成をしていきたいと思いますが、1点ちょっと気になるのが、やっぱり日照など住民の皆さんの生活環境の変化について、地区計画提出時の提出書類としては必須ではないと聞いているんですけど、都市計画審議会の審議内容の中でもやはり取り上げられないということで、そういうところは、だから市街化調整区域における土地利用方針の理念という、理念が書いてあるのに、その理念がどこに反映されている、どういうふうに反映されているかというのを誰もチェックしないような形になってしまっているのは、今とても問題じゃないかなと思っているのですけれど、この辺りはいかがですか。

○都市計画課副参事 まず、土地利用の方針については、提案書を受けたときに、この方針や基準に合致しているかどうかを我々のほうで判断をして、その上で評価検討委員会という委員会がありまして、そこに諮って、この都市計画を進めるかどうかについて決をいただいた後に都市計画を進めさせていただいております。以上になります。

○都市部長 1点追加なんですけど、今都市計画課が答えたことプラス、今回の場合、もともとが既存宅地ということで、工場であったということで、市としても工場として再度土地利用をする場合には、地区計画等の手続が必要なく、そのまま工場ができてしまうということで、工場ができた頃と現在というのは、住宅がかなり数多く周辺に建てられているということで、それは工場としてもう一度あそこが土地利用されることは避けたいという大前提があって、工場じゃないものを何とかあそこで土地利用してほしいというところもまずあって、それで先ほどの都市計画課の考

え方につながっていくというところでございます。以上です。

○林 分かりました。その評価検討委員会というのがあるということなので、ここがそうするとその日影図のそごのところとか、気づかなかったということですか。

○都市計画課副参事 評価検討委員会が気づかなかったのではなくて、都市計画の提案時には、先ほど出たエム・ケーという不動産ディベロッパーのほうで提案をしているということになるんですけれども、そこが構想段階で住民に説明をしていると。都市計画の運用の基準も、日影については審査対象としておりません。この中では電波障害なんかも審査の対象にしていらないんですけれども、我々のほうは提案するに当たって、特に布施新町側が地盤が低いです。南側に今回建つことになるので、日影とか、あと電波障害、あとは景観上、そういった面を十分気をつけてくださいということをお伝えして、それについてはきちんと説明をしてくださいと。もちろん建築基準法上で基準があるので、それは守られることになると思いますが、提案の前に当たっても、それを説明すべきですよということで、説明をいただいたものについて受け取っているということになります。以上です。

○林 何となく構造は分かりました。質疑は終了します。

○末永 委員長にお願いがあります。委員の皆さん、上橋委員は地元ですから分かるでしょうけど、ほとんど分からないという方も多いでしょうから、現地をぜひ視察を委員会としてやっていただきたいと思います。また議運でかけてなんてことしないでくださいね、委員長さん。現地調査をするのは、建設委員会本来筋ですから。ただ、コロナのこんな状況だからあれですけども、現地を一応は建設経済委員は全員が見て、それで行けない人は別にいいですよ。行ける人だけでも現地調査を都市計画課、建築指導課入れて、ぜひやっていただきたいことをお願いしたいと思います。

そこでちょっとお伺いしますが、今議論がありましたけど、同意があつて1者の提案ができると言いましたね。これは、地主さんができるわけですか、それとも誰ができるんでしょうか。

○都市計画課副参事 同意については、都市計画法に基準がありまして、先ほど土地所有者等ということで、土地の所有者、借地権者、それからその区域に関わるNPO法人、あとは都市再生機構とか、その中にもう一つ、まちづくりの経験がある団体という規定がありまして、今回はそのまちづくりの経験がある団体というところをよりどころにして提案を受けております。以上になります。

○末永 そうすると、都市計画法の何条の何なの。何項でしょうか。

○都市計画課副参事 都市計画の提案の条文については、21条の2になります。以上です。

○末永 21条の……

○都市計画課副参事 都市計画法21条の2です。

○末永 2の項ね。

○都市計画課副参事 はい。その中に、「まちづくりの推進に関し経験と知識を有

するもの」という規定が書いております。以上になります。

○末永 それは誰ですか。

○都市計画課副参事 今回で言えば、エム・ケー株式会社になります。以上です。

○末永 エム・ケー株式会社ですよ、そうすると。当初エム・ケー株式会社が相談に来ていませんよね。平成30年には、提案者として。エム・ケーが登場したのはいつからですか。

○都市計画課副参事 当初は平成30年の1月9日に、土地の所有者でありました三光起業とですね、その親会社、紀長伸銅所を運営していましたセイコーホールディングス、そこでエム・ケーが登場して、そこで打合せをさせていただいております。以上になります。

○末永 そうすると、エム・ケーがずっとこのまちづくり推進を図る21条の2項できて、そこが窓口だよということでしょうか。そういうことでしょうか。

○都市計画課副参事 この事業の立ち上げに関しましては、柏市とエム・ケー株式会社のほうで相談されて、打合せを行ってございました。以上になります。

○末永 ちょっと都合がよ過ぎるんだけど、都合がね。本来地主またはそのこの地区のと言いながら、一番拡大解釈して、まちづくり推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法に基づいてやるところですよ。エム・ケーは営利団体ですよ。違うんですか。営利団体でしょう。

○都市計画課副参事 株式会社ですので、営利団体になるかと思われま。

○末永 ここに、2項のところでは、営利を目的としない法人って書いてあるじゃないですか。だから、私ね、エム・ケーが入っていることは問題があると私は思っているんですよ。法的に、私弁護士じゃないから、それは分からんけど、この都市計画法の、あなたたちが採用していることが若干問題があると。ここね。ここは、ちょっと検討し直してほしいんですけども、見直してほしい、これ1項目のところにあるようにね。次に言いますけど、この21条の2項をよく読むと、非営利団体がやらなきゃいけないよと。株式会社だから、営利目的だよ。そういう人たちが群がってやっているわけです、今回ね。これは、千葉県の誉田の駅の近くでやった経験があるからということ、あなたたちは第一に目標として認めていますよね。この議事録見ますと。議事録によると、おたくたちは。それで、この議事録をずっと読んでいきますと、あなたたちが利益誘導しているんです、ずっと。役所が。それで、議員さんにいつ説明したらいいんだかって、説明いつしなさいとか、市長に会うのはいつがいいかと。1週間のアポイント期間取らなきゃいけないから、ああしなきゃいけないよとか、どこの議員なのか知らんけど、私も19年の10月か、9月か10月頃、日野の業者が来て説明したような記憶はあるんですけどね。挨拶だけだったと思うんですけども、この議員に説明して、それからゼネコンも、しきりにしゃかりきになって、議員さんに要請して、ゼネコンと一緒に、議員さんが何か誘致したとかなんとかという話まであるんですけども、これちょっとね、ずっと見ていると、私はね。大変役所が誘導して、付度どころじゃない、何か生臭い臭いがし

てならないんですよ。だから、都市計画法もちょっと不備がありますよね、基準が。あなた方がつくったのは、都市計画運用基準ってつくっていますよね。位置づけをして。それを見ても、この中に都市計画法で平成18年に改正がありましたと。同法の34条10項によって、地区計画の内容を適用したものにしておいて開発許可がされるようになっておりますと書いてある。そして、そういうふうにしておいて基準をつくっているんですね。市街化調整区域における土地利用の方針と。この中で、本会議でも言ったけど、1から6上げているんですよ。1から6上げていますよね。ちょっとそこを、いいですか、ちょっと。

○都市計画課副参事 委員おっしゃるように、土地利用の方針で、1から6番までを記載させていただいております。以上です。

○末永 それで、ここ、こう書いているのです。周辺の市街化調整区域における市街化を促進することがない等と書いてあるんです。市街化しちやいけんよと言っているんだよ。地域の計画的な市街化を図る上で支障がないこと、市街化区域において行われないことについては相当の理由があること、相当の理由がなきゃできんよと言っているんですよ。その次は、千葉県に届けなさいよと。整合性を図れと。千葉県は出しているんですね。この開発行為においては、排水だ、給排水とか、交通施設とか諸計画に支障を来さないようにしなさいよと言っている。区域の面積が必要最小限であることと言っている。一番下の6つ目に、こう言っているんですよ。周辺の生活環境、自然環境との調和を欠くおそれがなく、調和を欠くおそれなくというのは、日影や、農地に日影があつて、農産物がしちやいけんよと、これを言っているんですよ。だけど、日影については、建築基準法で2.5時間以内だったらいんだと言っているんでしょう。そういうわけにはいかないんですよ、それは。作物なんかは、そういうわけにはいかない、それは。だから、そういうことがないように建てなさいってあなた方は言っているんですよ。だから、私もそういうことがないように建てる分については、それは地主の影響もあるでしょうから、それはしよがないと思いますよ。ただし、これ国土法で、5,000平米以上売った場合は届け出なくちゃいけませんよね、おたくらへ。幾らで売買するかって、届け出るようになってるんですよ。届け出されていますか。

○次長兼宅地課長 平成の……

○末永 6月30日ですね。

○次長兼宅地課長 すみません、6月30日に届出がなされています。以上です。

○末永 それは令和2年6月30日じゃないのか。いつ。

○宅地課副参事 国土法の届出は、令和2年7月3日に届出されています。

○末永 ごめん、7月3日だ。6月30日に登記しているんだからね。

○宅地課副参事 はい、6月30日は、はい、そうです。

○末永 これは、令和2年といたら、去年だよ。去年の6月30日に売買成立しているんですよ。三光起業からM i r a i 合同会社に移っているんですよ。だから、三光、三光っていうのは、要するに紀長伸銅の会社が持っていたんだけど、紀長伸

銅さんが売りますと、国土法で5,000平米は届け出なくちゃいけない。そこで幾らで売ったんでしょうか。幾らで届け出ているんですか。幾らですか。

○次長兼宅地課長 申し訳ありません。民と民との土地取引の契約の内容ですので、この場でのお答えは控えさせていただきます。以上です。

○末永 いや、控えさせていただくじゃなくて、その公開はできないのかって聞いているの。

○次長兼宅地課長 申し訳ありません。情報公開条例の開示請求手続に沿ってちょっと検討しないと、ちょっとこの場で何とも言えないという……

○末永 そうすると、情報公開条例に基づいてやれば公開しますよって。これは、昔は土地の売買、土地の地上げ屋があって、これは国土法でね、そういうことがないよってということで決まって、それで届け出て、公開していたわけですよ。だから、隠すことの案件じゃないと思うんですよ。あなた方は隠しているけど。何で隠す必要あるのかって聞いているんですよ。それは、情報公開でやれば、どうぞ取ってくださいということ。

○次長兼宅地課長 申し訳ありません。不開示情報に当たるかどうかというところが、ちょっと専門外で分かりませんので、その条例の手続にのっとって検討しないと、ちょっと何とも言えないということです。以上です。

○末永 そうしたら、もし開示できるようだったら調べて、委員会に提示してくれますか。できたら。できないんだったらできなくて、開示請求しなさいでやればいいですから。いい。これ、何平米売ったかというのは分かっていますか。何平米ですか。

○宅地課副参事 国土法の届けベースの面積になりますけれども、約10万6,000平米です。

○末永 それと、これ金額にして、調整区域だから、坪幾らで売るかな。坪五、六万もしなかったと思うんですよ。あそこら辺ね。そうすると、売れなかった、今まで持っていたんだから。金額おのずと出てきますよね。ぜひ計算すりゃ分かることですから、出してください、隠さずにね。ここが問題だと私は思っているんですよ、これもね。これは、三光さん、三光というのは紀長伸銅さんがね、紀長伸銅さんが持っていた、ずっと。そこで、全く関係ない、あなた方がいうNPO法人なんて言いながら、営利法人に、エム・ケーというの、これが勝手に来て、計画立てて提案できるんだって提案して、営利団体なのにね。M i r a iも株式会社だよ。この人たちが、この人が去年の6月30日に提案してやっているんだったら分かんことはないです、今の時点でね。都市計画法がどうのこうのやるんだたらいいよ。全く関係ないのに、都市計画審議会を早くやってくれてM i r a iさんが言っているよ、何回も。何回もあなた方に。分かりましたって、やるようにしましょう、だけど間に合いませんよと。7月にやってくれと言っているの、この中で。そうしたら、あなた方は、いや、それはちょっと難しいけど、なるべく努力しますと言っているの。努力しないで結局10月にやっているんですよ、10月に、中身みんな隠し

て、それは。これは、先ほど、だからこういう生臭いことをしなさんなど、公開してやりなさいと。逗子市では、提案を受けた時点で情報公開するんですよ。土地の売買こうあって、ここに開発行為ありますよって。皆さん、近くの人を見てください、閲覧してください。そして、市役所が関係ある町会長には話をするんですよ、逗子市では。そういうふうになっているんですから、少なくともそういうことをきちんとやって、その上で私はこういうふうにしたいという提案をして、地域の住民も分かって、ではこうしよう、ああしようということがならなきゃいけないと思うんですよ。そういうこと全くしていない。だから、そこら辺について、どういう議論したら。確かに市役所は、いいこと、悪いことばかり言っているわけじゃないですよ、いいこと言っているんですよ。布施新町側に、日影になるから、日影を説明しろとか、業者に物すごく言っているんですよ。だけど、業者は何て言っているかといったら、聞く耳ない、そんなことは一切つんぼ敷敷にしておいてですよ、聞いていないで、別な答弁ばかりしているのよ、この中身見ると、これは。役所は、どうなんだ、回答しろって言っているんですよ。言っているのを聞いていない。だから、カエルに小便みたいなことだって言っているんですよ。だから、こういうことに対して、NPO法人しかできないのに、あなた方は営利法人である、金もうけしようとするところに手を貸すのかって言っているんですよ。そこら辺を誰が手貸したんですか。これは、後藤義明君がずっとやっていたのか。誰がやったの。ずっと後藤義明君が出てくるよね。組織だから、誰とは言わないけど、後藤次長というのは後藤義明君でしょう、これ。違うのか。誰なの、これ。あなた方は、これ二、三年に来てるから、平成30年にいた人、ちょっと手挙げて。平成30年に今の場所にいた人。あんたも悪いことしていたのか。そうじゃないよね。あんた、いたの。いや、知っているの、全部。酒井君、出てくるよ、名前ね。出てくるけど。酒井君と後藤君が出てくるよね。だから、これもうちょっと調整区域を、都市計画を変更するんだったら、変更するんだったら、もうちょっと都市計画法に基づいてやってほしいんだよ、これは。先ほど誰か言ったよね、NPO法人だって。いいこと言ったよね。NPO法人。全然違う人の土地でやらせておいてよ。それで、あんたエム・ケーは株式会社だって言っているんでしょう。だから、そういう該当外の人にやらせていちゃ駄目でしょう。どうなの、そこ。ちょっと部長、答弁して、ちゃんと。あんたもしゃあしゃあと何かこの前も言っていたけど、違うでしょうというんだよ。俺もつぶさに、これ俺もない頭で、一生懸命つぶさに見たんだよ。あなたがつくった都市計画マスタープランとか、いいこと書いているんだよ。

○都市部長 末永委員言われるように、様々な方針も含めて、方針、基準を含めて運用の基準をつくって、それにのっとっているかどうかをきちんと確認をして、都市計画の手續上は、先ほど急げというふうに事業者さんから言われているというのは、確かに急げとは言われて、議事録見ると言われているんですけども、それによって何かはしょっているかというのと、それはしていないので、なので結果的には9か月という日数をかけて、都市計画の変更、変更というか、都市計画の地区計画と

いう制限をかけた網をかけているということになるので、そういう意味では別段何かを仕掛けて、市として何か法定上問題があるようなことというのはしていないというのがまず一つと、あとは作為的にあれしているというようなお話もありましたけども、ただ本当に先ほど林委員のときにも言いましたけど、本当に工場になってしまうのだけは避けたいというところがあったので、そういう意味では、誘致しているというような形での協議になっているように読めるというのはあるかもしれませんが。ただ、工場をやりたいと言われたら、はっきり言って法律上は止められないので、市は困りますとは言いつけるけども、法律上は止められないので、今回のような御提案があったときに、何とかその工場じゃないものでやっていきたいという職員の考え方があるというのは、議事録上は事実であるというふうに考えております。以上です。

○末永 それで、じゃ部長、もう一点聞きますよ。ここが重要なところだからね。周辺農地の受ける日照、通風等の営農条件に支障がないものとするところって言うているんですよ。これは、36メートルの高さになっちゃうと、あの周辺、2.5時間、建築基準法ではいいと言ったって、農作物は、それは日影になると駄目なわけですよ、これは。だから、そういう意味では、私はこの日影になるところ、この4のところね。おたくらつくっている市街化調整区域における地区計画の基本的条件、これ4のところ言っているもの、きちんと明確に。これ見たって、あなた方もう抵触するでしょう、これは。どれを見たって、これ見たってそうだし、先ほどの6項について、周辺の生活環境を見たって抵触するじゃないですか。だから、部長、業者に話をして、許可出しているかもしれんけど、少なくともですよ、8件ぐらい民地があるんですよ、あの近くに。その脇に80万リットルの重油のタンクを造るよと。先ほど何か、副市長が何か言っていましたね、消防でどうのこうのって、まだ見ていないって。打合せしていると思うんですよ、私は、いろんなね。設計図含めて、だから。そこに何か6メートルから7メートルの擁壁を造って、すぐ民地の5メートルところにつくって、80万リットルの重油をためますよと。そして、その脇に、だから2万何とかワット、何かすごい数字だよ、分からんけども、専門的で分からんけど、その数字でもって、今度は東電の、東電が特殊の電力の変電所みたいのを造って、つなぐというわけだよ、これは。そして、31メートルの上の屋上には、室外機が何十機って並ぶというんでしょう。少なくとも、私は市民を苦しめない意味で、少なくとも、その重油の基地を移動する、安全な場所にね。安全な場所というのは、市民から離れていたところに、東電のところからつなぐところの電力のあれの位置も離す、少なくとも。それから、先ほど林委員も言っていたけど、この布施新町側のところは、布施新町側、ここは1メートルとかなんとか言っていたけど、5メートルぐらい切っていますよね、今全部。だから、その5メートルぐらいセットバックしたところのところフェンスを造る。1メートルじゃなくて、フェンスを造る。そして、5メートルのところはちゃんと管理をする。管理を向こう側が。そういうことが社会貢献をなさいって、あなた方この中で言っているじゃないですか。

社会貢献しなさいって。社会貢献するって、何かといたら、町会の防災公園造るという、防災倉庫を造るというけど、調整区域に防災倉庫造れないって今日言っていましたね。造れるんですか。造れるの。

○次長兼宅地課長 当該区域内におきましては、地区計画でそのようなものが造れるというふうに認識しております。以上です。

○末永 造れるのか。地域内に造れるのか。どこに造るの。どこに造るという話をしているの。

○次長兼宅地課長 それは、まだ決まっていないんじゃないかというふうに認識しております。以上です。

○末永 だから、社会貢献をしなさいよとあなた方が言っていて、全くしないで、伐根をさせて、地元の業者を使って伐根させて、その業者の下請には元市役所の職員だとか、ふる協の会長さんだとか、そういうのが入って、物を言わせないようなことをやってね。そういうことじゃ駄目でしょう。最近になって、地元の業者の人がもう撤退したいと。町会で、昨日の情報ですよ、何だか撤退したいと、もうやりたくねえと。地元でみんな分断になっちゃうから、嫌だと。そういうふうになっていくじゃないですか。だから、この問題は、きちんと副市長、きちんと中に入って、きちっとやることやって、このエム・ケーだか何だか、M i r a iだか知らんけど、未来もないような方が、10万円でしょう、M i r a iというのは、10万円だっけ。資本金10万だっけ。10万ぐらいのM i r a iの会社、10万円で何しているのか分からんけども、そういう会社を立ち上げて、もう不届き千万だと言うんだよ、こういうことを。そういう業者に手を貸すことは、市長やめてほしい。やるんだったら、やっぱりちゃんと住民に相談し、住民の意見も聞いて、そしてみんなが納得して、まあ、しゃあねえべという程度まで議論して、ちゃんと企業はやるよと。今の高さも下げたりすれば、できないことはないと思うんですよ。白井のデータセンターはブロック型とって、くいじゃなくて、ブロック型で、コンテナみたいにして、大きいものを重ねてやるそうですよ。すぐ解体ができるために。データセンターなんか、今後10年ぐらいだろうと言われていたんですけど、今までは、スーパーコンピューターだったけど、今度はデータセンター、それは10年から15年で、次は今度宇宙って、宇宙から来るだろうって、できるだろうって。データセンターなんか使わないというんだよ、これから。だから、そうすると、あそこに巨大な建物が残るだけになっていくわけですよ。だから、副市長がちゃんと入って、誰が誘致したんですか、これ。議員が誘致したのか。何か議員さんがどこか回って、俺が誘致したんだと言っている人がいるらしいけども、誰なの、誘致したのは。

○都市部長 先ほどもお話ししましたが、誘致というか、先ほどの議事録のという一番最初に、土地所有者さんと今名前が出ているエム・ケーさんが御相談に来て、この場所で、工場またはデータセンター、またはオペレーターセンター、あとは物流というようなことができますかという御相談来たのが始まりなので、その中で柏市とすれば、先ほど言ったように工場にはしたくないという中で、工場でないもの

をというようなことで話を進めていっているのです、誰かが故意的にデータセンターを誘致したというふうな認識はしていません。あと、先ほど宅地課の沢が答えたところで、少しちよつとごちよごちよつとしてしまいましたけども、地域貢献で防災倉庫というのができるのかできないのかということなんですが、地区計画を打っていることでそういうのが建てられるというふうな地区計画にしておりますので、その地域貢献の部分については、きちんとどこに建てるかというのは、事業者に周辺の方と調整するように、市からも強くもう一度確認をします。以上です。

○委員長 末永委員、まだ続くようでしたら休憩したいんですが。

○末永 いいですよ。

○委員長 では、5分休憩いたします。ちょっと待ってください。

○都市計画課長 先ほど末永委員のほうから話がありました都市計画提案の要件について、改めて調べさせたので、報告させていただきます。都市計画の提案の要件につきましては、都市計画法施行規則第13条の3に義務づけており、その中で過去10年に0.5ヘクタール以上の開発行為を行ったものという法の基準の中で、都市計画提案者として確認しております。以上です。（「13条の何なの」と呼ぶ者あり）13条の3です。都市計画法施行規則13条の3です。

○委員長 一旦休憩いたします。

午後 3時33分休憩

○

午後 3時38分再開

○委員長 それでは、再開いたします。

質疑の前に、まずどうぞ。

○都市部長 先ほど末永議員にお答えした防災倉庫の件なんですが、大変申し訳ありません。地区計画を打ったから建てられるというのは私の勘違いでございました。ただ、防災倉庫の話が出ていることは聞いておりますので、その場所が決まっていないというのは現状としてあるので、周辺の方ときちんとそこはお話をして、どの場所にというのは調整をするように市も入ってやりたいと思います。以上です。

○末永 いや、担当の人が建てられないんだと言ったよ、俺に。そういうことできませんって、地区内でもできませんって。そこで回答したと違うようなことを言っているんです。

○都市部長 すみません。すみませんでした。そこが私の、地区計画でそういうものが建てられるようにしたという私の勘違いが、ちょっとすみません、先ほどの発言になっているんですが、議員が言われるように今は地区計画を打ったからじゃなくて、建てられない状況になっているというのは、区域の中に建てられないというのが現状です。

○末永 そうですよ、地域には建てられない状態ですよ。ということは、相手は知った上でそういうことを提案してきているんですよ。詐欺みたいに、分かりませんか。できないこととして、市役所はあまり意識ないから、社会貢献、防災公園どう

でしょうかと言っているんですよ。後で地区計画つくったら、できないことを承知だから、いや、できないでしょうと言っているんだよ、今度は。詐欺みたいなもんじゃん、そんなのは。あたかもできるようなことを言っておいて、社会貢献は防災公園やりますよと言っておいて、できないというんだ、今度は。今度は、法律でできないわけだよ。やらないわけだよ。向こう側の、新田側の壁のところ、1メートルセットバックして、伐根しないで、そこだけは歩道にして歩けるようにするとかいう案があるけど、それも何かやらないというふうに聞いているんだけど、どうなの、それは。

○都市計画課副参事 今の防災倉庫について、少し補足させていただきます。当初都市計画提案前に、議事録にもありますようにいろいろ地域貢献については提案者のエム・ケーが考えておりました。その中で、周辺の方と相談をしながら、どういったことが可能か。費用の面もありますので、程度にもよると思いますが、事業費の中で可能かどうかを話し合っておりました。その中の一つとして、防災倉庫はどうだというのを地元に対してお話をさせていただいていたようではけれども、地元町会からは防災倉庫が欲しいという明確な要望がなかったことから、今回の都市計画の提案に当たっても、その防災倉庫を設置するような提案をしておりません。それを受けて、我々の都市計画も防災倉庫の設置を認めるような地区計画を決めないということになります。

○末永 あなた方は、しきりに地域貢献と言っているんだ。相手も地域貢献やりますって言っているんだな。これ1棟250億という、この前回答されたんですよ。会社側から1棟250億。2棟あるから500億ですと。4棟で1,000億の建設、8年間でやりますと、こう言っているんですよ。1,000億といたら、柏市の予算だよ、1年間の。1,400億だから。それに匹敵するような金額をあそこに投入するというんだよ。だから周辺対策だとか、3月議会でしたか、後藤議員でしたか、言われたのは、個別案件だから、個別案件だからって議会で言われたけど、個別案件って何なんだよって俺思っていたけど、何だか周辺対策費や、それは個別案件ということは、お金を払えということなのかと俺思っていたんだけど、この500億というお金をあそこにすると、確かに周辺対策費というのは、ビルでもマンションでも建てる時は、必ずあるわね。2%とか3%とか。不動産取引でも3%あるわけだから。ちょっと今計算できないけども、500億なんて計算見たことないから、金を。その3%が、例えば1%として、相当な額だわね、それは。500億でも5億円でしょう、周辺対策は。だから、それを言っているのかなと俺は思っちゃうんだよ、それは。だけど、この中で、都市計画法でちゃんと法律でそういうことがあるから、よくあることだから、やっちゃいけないよと。懲役3年以下だよと、賄賂とかやつは、関係者は、書いてあるんだ、ここに、都市計画法に。だから、私はその周辺対策で、周辺対策費だとか周辺に対するいろんなお金だとかいうものは、柏市がやっぱり入って、市が仲立ちをして、ちゃんとやる。そして、周辺の住民の意向を十分聞いて、よく副市長は、できること、できないことあるって。いや、できないことはないんだよ、そ

んなのは。そもそもここに建てなきゃいいんだから。だけど、それをするには、こうやってほしいといって、住民の意向を十分聞いて、住民の話を取り入れてやるという姿勢が必要だと思うんだよ。そういう体制をつくっていただきたいんですよ。いかがですか。副市長、教えてください。

○副市長 これまでも、そのような形で、行政としてしっかり役割を果たすべく対応してきたつもりではいるんですけども、まだまだ足りない部分もありますので、周辺対策、それから地元貢献の在り方についても、地元の周辺の皆さんの御意向に沿えるような形で行えるような形になるように、しっかり事業者と調整を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○末永 副市長、まだまだ足りないのって、全然足りないの。だから、危険な80万リットルも、80万リットルって、このぐらいあるの、この部屋ぐらい。この部屋ぐらいだろう。穴掘って、そこにやるというのは。布施新町側の人たちから、そんな高いのにしないで、半地下に造ってくれよと、高台だから。南側の高台だから、半地下、半地下でもいいから下げて造ってくれよって言っているわけだよ、これは、そこまで住民は。だから、そういうことも含めて、ぜひやってほしいんですよ、そういうことを。それで、わだちができて、何かあれだってね。俺も我孫子の接骨院、朝8時半からだから、8時頃車で行くんだけど、8時半にいつも遅れるのよ、あそこで渋滞しちゃって。だから、最近は7時半頃出かけるんだけど、そのぐらいからカーブ曲がれなくて、我孫子から来たところね。鈴木工務店というところも曲がれなくて、それであそこで切り返し何回もやっているうちに、20分ぐらいかかるの。渋滞するの、ずっと。そういうことも含めて問題があるし、ちゃんと業者指導を、ちゃんとやってほしいんだよ。法律のすれすれのことを、優秀な、石戸君というのが至って優秀なんだけど、石戸君というのは何か隠した資料を俺に見せなくて、そこにあるんだなんて、そういうことしないで、ちゃんと全部資料出して、その上でちゃんとやってほしいんだよ。だから、もうちょっと住民側を逆なでするようなことしないで、副市長ちゃんに入って、きちんと染谷部長とやって、きちんと対策会議を設けて、きちんと話してくださいよ。お願いしますよ。これは全部、みんな賛成してくれるんじゃないかと思うんで、ぜひお願いします。以上で終わります。

○北村 いろいろ今議論が出たもので、ちょっと違う視点から、すごい手短に。私自身データセンター事業に反対するものではなく、これから事業計画を変更していくというのも、なかなか民間の会社的には難しいと思います。その中で、ただこういう要望、請願が出ていますので、先ほどいろいろ林委員の質疑でも、答弁ではいろいろこうやっていくということも見えてはいましたので、できる限り住民と、要望を聞いて、でき得る限りの努力をしていただきたいというのが一つと、ちょっと視点が変わりますけども、これ今回、部長の先ほどの答弁では、跡地利用のときに工場利用は避けたいというような思いがあって、こういうデータセンターという形になったかとは思いますが、都市計画のあれを見ても、やっぱり前例がない形になっていることは問題であると思います。ただ、柏市内で、今跡地とか、すご

い懸念されている土地が今どこにどのぐらいあるのかとか、またそういうのをしっかりこう把握していくというのも、今後の柏の土地の考える上でとても重要な視点だと思うので、今回こういうことで先例になるとかじゃなくて、やっぱり柏市も広大な土地がある中で、どういう土地の活用の仕方をしていくんだ、把握して整理、一度整理していくというのも必要だと思うので、その部分にちょっと御答弁いただけますでしょうか。

○都市部長 確かに工業団地も含めて、大きな面の土地というのは、柏市内に多くあります。御存じのように、インターチェンジに近いところについては、最近物流施設ということで、かなり土地の活用が進んでおるので、あまり空いているところというのはないんですが、やはり少し今回のような既存の工場だとか、既存の倉庫だったりというところは確かにあると思いますので、その部分についての状況を、都市計画の調査というのも土地利用について行っておりますので、その中できちんと把握をして、外に出せる情報についてはきちんと出すようにデータのほうを整理していきたいと思います。以上でございます。

○北村 どうぞよろしくお願いいたします。10年、15年後、20年後に、将来にわたって、ここにデータセンター建ててよかったなと思っていただけるように、できる限りの努力を事業者と住民、市役所でやっていただきたいと思います。以上です。

○後藤 先ほどから私の名前が何度か出ておりますけども、データセンターを誘致するということは関わっていません。しかしながら、平成24年度から工場跡地がそのまま荒涼として残ることは地域にとってよくないという視点で、跡地の活用をお願いしてきたのは事実であります。これが飛躍して、そういうふうになったというふうに説明しておきたいと思います。

それでは、質問に入りますが、まずこの計画については幾つか問題はありますが、適法に進められてきたと思います。今回私が申し上げたいのは、事業者の顔が見えない。これは先ほど上橋委員もおっしゃっていましたが、事業者の顔が見えないんですね。先ほど出てきましたM i r a i 合同株式会社、スカイ、それから解体は清水建設、施工が大成建設、様々な事業者が出てくることが責任の所在を分かりづらくしているというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 委員おっしゃるとおり、いろいろな業者が入っていて、なかなか初見で、最初に聞くとなかなか把握しづらいところもございます。事業者につきましては、その総合窓口として、大成建設を窓口として、あと関係するその他事業者と連絡するという体制を整えていると聞いております。以上です。

○後藤 施主がM i r a i 合同株式会社で、施工が大成建設ね。大成建設がいろんな住民との折衝とかをやっているっておっしゃいますけども、もともとそこの持ち主というのはM i r a i 合同株式会社ですよ。この会社が、それはデータセンターを運営する会社なんで、顔は見せたくない、なるべく。情報を管理するわけですからね。だから、神秘的だとか、秘密な、機密性とか秘密性、何かそんなベールに包まれちゃっているということが問題の根本にあるのかなというふうに

思います。相手が見えない戦いというのは、やっぱり恐怖ですよ。不安です。ですから、この辺りもう一度役所のほうでも、事業の特殊性を鑑みて取り組んでいただきたいと思います。答弁してください。

○都市計画課副参事 今回請願が上がっている対策委員との意見交換の中でも、そういった御意見があります。M i r a i 合同会社の代表と直接お話をさせてくれといった御意見もありますので、そこについては事業者のほうで検討しますということでお答えしております。市といたしましても、そういったことで見えづらいというところは事実ですので、市のほうからもそういったことを要請してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○後藤 よろしくお願ひします。M i r a i さんの指示に従って、施工の大成建設がいろいろ動かれているわけです。ちょっと大成建設の動きも非常に悪い、本当に。この間我孫子のある議員さんから、地域でこんな問題が起こっているというようなお叱りをいただきました。私はその資料を預かって、2週間たっても自治会の会長のところに説明に行かなかったんですよ、大成建設、所長と現場担当者が。それちゃんと市は把握していますか。

○都市部長 市としても、大成建設さんが我孫子市の町会のほうに、せっかくお話をする機会をつくっていただいたのに、そこをきちんとやっていないというのは把握をしております、先日現場の代理人と営業本部長さんと呼んで、きちんとそこを対応するように市からも指示をいたしました。以上です。

○後藤 今回7年間という期間に及ぶ長期間の工事ですよ。やっぱり初めのところで、地域と行政と事業者がかみ合わなかったら、これは大変なことですよ。1年でさくっと整っちゃえば何てことないんだけど、長期戦ですよ、今回。よろしくお願ひします。まず、M i r a i 合同株式会社さんをもう少し顔の見える感じにしてほしい。大成建設は、言っても使いですから。大成建設は、現地の事業が完了したら、もう出ていっちゃうわけですよ。残るのはM i r a i 合同株式会社。これから地域と一緒にやっていくのは、M i r a i 合同株式会社なんだから、もっともって彼らの顔をはっきりとさせることが役所の任務だと思います。いかがでしょうか。

○都市部長 先ほど都市計画課長のほうからもありましたように、M i r a i 合同会社さんの直接の方というのが、実は市も会っていない。ただ、そこから全権を委任されているスカイさん、または工事の全権を委任されている大成さんと話すというところでとどまっていますので、今後藤議員が言われたように、本来最終的にやる、事業をやる、M i r a i さんのほうに、きちんと話が通るように確認をして、進めていけるように調整をしたいと思います。以上です。

○後藤 これは、本当にこの事業の肝だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。それから、先日の議会の中で、工事車両を久寺家通りから北側のほうに切り替えるとか切り替えないとかという議論があったかと思いますが、その辺りの情報はつかんでいますか。

○建築指導課長 施工者に確認しましたが、ルートについては今までどおりという

ことを確認しております。以上です。

○末永 今M i r a i 会社がずっと残るという話をしていたけど、M i r a i は売
るんじゃないのか。どういうふうに聞いているの。M i r a i は売るんだけど。建
てて、データセンターができたらね。M i r a i がずっと管理して、M i r a i が
やるのか。そういうふうに聞いていないけど。

○都市部長 当然中に、借りるデータセンターの中身を借りる会社が当然登場する
んだと思うんですけど、そこはお名前は当然出さないということで、あそこのデー
タセンターとしての運営をM i r a i 合同会社があそこの、布施にあるあそこだけ
を管理するためにこの会社を立ち上げて、つくっているというふうに聞いているの
で、市としては別に売るといような、その先売るといお話はお聞きはしており
ません。

○末永 そこは、役所が確認取ってください、きちんと。M i r a i さんがずっと
残るのかどうか、M i r a i さんが。10万円の会社の、資本金10万円のところがず
っと残るのかどうか、確認をお願いします。

○石井 あの場所は、さっき後藤さんが言ったように長いこと荒地になっていま
したよね。だから、再開発ということで、変なのを建てられると困るから、デー
タセンターだということだと思います。それで、私が言うのは、都計審にかけるとき
でも、私たちはあんまりデータなかったですよ。だから、粗のこの建物のあれで
もあれば、その日影とかできるんだけど、ただここにこういうものができるという
だけであって、そのとき私言ったのは、周辺の緑地でも、20%をクリアしていれば
いいというわけじゃなく、周辺1か所に20%、25%あればいいということは言っ
ていないと思いますよ、周辺の。だから、その粗のやつでもやってもらわないと、こ
れじゃ駄目ですよとかというのは言えないもので、なるべくそういうふうな都計審
の中での話を、市役所のほうでもなるべく事業者に対して要望して、強く要望して
もらいたいと思うんですよ。そうでないと、私も都計審に入っているものでね。た
だ都計審がおかしいんじゃないかというように感じに取られると困るもので、なる
べくこのように西側のほうにも、今は切られている、ちょっとその後は見ていない
から分かんないんですけど、切られているというんですよ。だから、切っても、
また植栽すればいいんだろうけど、そっちにも残してくださいよとは言っているん
ですけども、そういうふうな要望なんかも入れてもらいたいと思いますので、よろ
しくをお願いします。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。——それでは、質疑を
終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願36号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

可否同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願36号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願36号主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願36号主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願36号主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願36号主旨6について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 請願36号主旨7について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構で

す。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。この間、5分間休憩いたします。

午後 4時 4分休憩

○

午後 4時 10分再開

○委員長 それでは、再開いたします。

○委員長 次に、請願第2区分、請願39号、柏駅西口北地区再開発事業の情報公開についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○後藤 39号、西口北地区の件ですが、主旨1、2、3と出ています。2では、「施設内容への意見は当該準備組合に回答させると説明してきました。」「未だに回答がありません」などありますが、これは合意形成がなされていないことから、こういうことになっているというふうに考えますが合意形成どうなんでしょう、今の段階で。

○都市部長 これまで本会議のほうでもお話ししていますが、100名近い権利者さんがいる中で、まだ合意形成についてはまとまっていない、プラス百貨店さんが計画に対して御意見を言っているというところの状況です。以上です。

○後藤 合意形成のパーセントというか、どのぐらいまでは来ているんでしょうか。

○都市部長 まだ、合意形成って、都市計画提案を提出するという意味でサインをいただくので、まだそこにサインをいただくところにたどり着いていないというところになります。以上です。

○後藤 それから、このたび百貨店が区域から出るということになりましたけども、これはどういう理由からと推察しますか。

○中心市街地整備課長 現在お聞きしている内容については3点ございまして、まず1点目、現行の権利変換、要はもともとお持ちの再開発前の権利が、再開発が行われた後の新しい床でもらえる面積、これが少ないというところがまず1点目ございます。2点目につきましては、工事期間中の売場面積、こちらのほうが少なくなるということで、これも支障になるというふうに聞いております。3点目……すみません。以上2点になります。

○後藤 分かりました。そうすると、また仲間に入れてくれということがあるんですか、将来。

○都市部長 いろいろな、今コロナの状況も含めての御判断かなというふうに、こちら市としても推測はしているんですが、再開発事業のことについて、今回百貨店さんが御意見を言って、抜けたということにはなりますけれども、当初から再開発事業を進めていく、検討することについては、今回の計画には賛同できないけども、再開発事業をするということについては反対をしませんと明確に言っているので、この先いろいろな状況が変わる、また条件が変わるということで、参加するという

のは考えられるとっております。以上です。

○後藤 僕の認識では、百貨店がこの組合から抜けてしまうと、この事業全体のバランスが崩れちゃうんじゃないかなというふうに考えているんですけど、抜けた場合でも進められるんでしょうか。

○中心市街地整備課長 当然その百貨店、全てを百貨店が所有、土地の建物の所有をされているものではございません。借地をしている部分等もございますので、そういった地権者の方々に対しても、準備組合のほうではまず区域に入るか入らないかというところの御判断をいただくための情報提供と、事業の成立性についての御説明をしているというふうにお聞きしております。そこの中では、あまり事業に賛成していこうという方が多くないというふうにお聞きしておりますので、高島屋と同じように、この事業計画のままだとなかなか厳しいというような御判断をなされているというふうにお聞きしております。次の段階で、その事業の成立性について当然、準備組合のほうでも検討を図っていくということで鋭意進められているというところですよ。以上です。

○後藤 僕も権利書早くから調べて、登記所に行って調べて、見てみると、高島屋のところというのは、高島屋が一番の大地主で、複数権利者がいます。しかしながら、半分以上かな、5割か6割ぐらいは高島屋だったと思いますけども、持っている割合が強い、大きい人の意見はやっぱり尊重されるのかなというところで、これは外れてしまったことは残念なんですけど、すみません、さっき面積が少なくなると言いました。売場面積が少なくなると言いました。これは、具体的に数字として表してください。

○中心市街地整備課長 個人の権利変換に関しての数字につきましては、市のほうでは全て把握しているものではございません。その辺が、具体的な数字としては明確には知り得ていない状況でございます。

○後藤 分かりました。ここの地域の減歩率ってどのぐらいでしたっけ。区域全体の。

○中心市街地整備課長 区画整理のように平均減歩率4割とかということでTXなんかは進めておりますけれども、この再開発の中で、そういった平均の床をどれぐらいにするというような指標はちょっと持ち合わせてはおりません。あくまでも個別、おのおのの従前の資産評価が後の面積に変換されるということになってまいりますので、具体的に何%というようなものはちょっと明確に御提示できない状況でございます。以上です。

○後藤 はい、分かりました。昨今地方の百貨店の疲弊というか、倒産というか、閉店というか、いろんなことが聞こえてきますので、多分高島屋としても将来の百貨店の展望にそんなに明るい兆しを感じていないから、こういう判断に至ったのかなというふうに推察します。まちの活気でもって、その百貨店の活況がこれからも維持されればいいんですけど、なかなか難しい時代になっているのかなというふうに思います。分かりました。以上で終わります。

○末永 ちょっといいですかね。百貨店、高島屋さん、本社管轄で一切、今まで社長さんが、店長さんというかな、柏店長、柏はちょっと売上がいいんで、なんだけども、本社管轄で一切もう情報というのか、そういうのが一切オミットされているということですけど、そうですか。接触しているの、市役所あるいは事務組合は。

○中心市街地整備課長 当然百貨店さんが事業、今現在の事業計画に反対をなされるということで、準備組合のほうに御挨拶に出向かれたというふうにお聞きしております。あわせて、市のほうにも本社のほうから、専務はじめ複数名でお見えになりました。そういった状況の中で、事業計画のほうには今の段階では賛同できないということでお話をいただいた状況でございます。以上です。

○都市部長 すみません、質問に今お答えしていないので。本社の担当者さんがいて、その方が基本的には理事会に出たりということをしているので、本社所管ということになります。以上です。

○末永 そうですよ。窓口が本社になりましたよね。それで、岡田病院さんが後ろに下がって、岡田病院さんが造りますよと。その空いたところに高島屋さんがもう少し協力して、減歩率というか、含めて、買い取ってもいいから、広くなれば参加する可能性があるというような情報があるんだけど、それも事実か。そういうのつかんでいないのか。

○都市部長 そもそも市民意見募集をしたときの計画は、今末永委員が言われたように、病院さんをずらして、病院さんがあったところに百貨店さんを造って、そこを仮店舗としながら、手前側を壊すというようなことでやっていきたいということで、設計を一回試みようとした、概算のですね、設計をするというようなことを、ボリューム的にどのぐらいの平米数がとれるかというのをやろうとしていたというのは聞いています。ただ、今となってはそれはもうちょっとできないので、どうするかというのはまだ決まっていないというふうに聞いています。

○末永 情報がいろいろ錯綜していますからね。いろんな情報、どれが本当か分かりませんが、高島屋の所有者、地べた持っている人、何人いるの。

○中心市街地整備課長 高島屋さんを含め、個人地権者さんが4組ほどいらっしゃいます。共同の名義人の方もいらっしゃるもんですから、（「全部入れて何人」と呼ぶ者あり）全部ですか。代表者名の区分で5名の方になります。

○末永 それで、何を聞きたいかというのと、その中でも意見があって、いろいろと、先ほど言ったように、高島屋さんと歩調を合わせている方と、いや、うちはやってほしいと。それは買い取るよと、高島屋さんがね、という話だったりしていますよね。そういう情報というのは、事務組合と話ししているんですか。その何組合というの。（「準備組合」と呼ぶ者あり）準備組合か。

○中心市街地整備課長 去年の暮れに、百貨店のほうから今回の事業計画には反対だという旨のお話がありました。その後準備組合のほうで、このままでは事業化がなかなか難しいということでしたので、まず地権者のほうにそういった検討をしたものをまず御提示しながら、御理解をいただくということで動かれた

と、これは御報告をいただいております。以上です。

○末永 私は、推奨するわけじゃないけど、やはりここでデッドロックに乗り上げたわけだよね。コロナの関係もあるし、幾ら売上が高い高島屋さんでも、これは先行きが見えないと。それ以前に、この開発も先行きが見えなくなっているわけだと思うんだよね。本家本元の三井さんは何と言っているの。

○都市部長 事業協力者の不動産会社さんについては、百貨店さんの、先ほどまさに言われた共同の所有者さんたちがまずどう考えるかを把握して、その次のステップ、要は入れるか入れないかということだと思うんですが、そういうことも含めて検討していくということで、基本的には百貨店さんが抜けたとしても、いつかは建て替えるので、必ず。ということをして、建て替えるときに全く何ともできなくなないように計画を組み立てたいということで、そこについては基本前向きにディベロッパーさんとしては事業協力者として協力していきますというようなお話をしています。以上です。

○末永 私は、この請願者がいろいろ言っているように、少し途中経過も市役所が、広報でも出し、それから説明会をやり、コロナだから大衆集めてやることはいけないかもしれないけど、広報だとか、こういう状況ですと。高島屋さんの情報もちゃんと入れて、言い分も入れ、それからほかの準備組合のところの話も入れて、情報公開はちゃんとやる、それから詳しくこういう状況にありますと言うと同時に、柏市として、これやったら、デッドロックに上げたなら、しばらく職員を垂れ流して、人件費をずっと垂れ流しするわけにいかないでしょう。いつどうなるか分からないんだから。あなたたちが入って、まとめるんだったらいいけど、まとめられなかったら、長妻君以下、何人いるか知らんけども、年間4,000万や5,000万の金が人件費かかっちゃうわけでしょう、それは。だから、一定程度の私は判断は必要だと思いますよ、それはきちんとね。だから、しっかりどうするのかというのは、中断するか、一時凍結するとかいう判断しなきゃいけないと思うんですよ。これは、ずっと前に上橋委員さんがずっと言っていたよね。常磐線じゃなくて、何だか南千住だかどっか、あっちのほうと、市川だっけ。（「小岩と金町」と呼ぶ者あり）金町か。この2つにあるから、ここは死に体になるよと、そんなの必要ないんだということの本会議だったかどっかで強調されたけど、まさしくそのとおりになっていると思うんだよね。だから、私は一定の判断は、事業所等含めてしなきゃいけないと思うんだよ、それは。だから、ぜひ、進むも地獄、去るも地獄、残るも地獄というふうにあるけども、ぜひそこ判断を早急にやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○都市部長 確かにこの百貨店のことをきっかけに、次どう進むかというのをきちんと考えなければいけないところにきているということ、あと実際にあそこに住んでいらして、ただこういう事業が検討されているので、前向きにその検討に参加していこうということで、自身の家自体もかなり老朽化しても、新たに建てずに、いつ変わるかもしれないということで、いろいろお考えになっている方もいらっしゃる

るので、そういう地権者さんも含めて、準備組合の中である一定のところ、今回の百貨店の予算をどうするかというところの一つのところ、きちんと判断をするように、市もきちんと話を聞いて、方向性を、進むのか、進まないのかということも含めてお話をしたいと思います。

○末永 だから、一定の判断しなくちゃいけないと。ずるずるいくわけないんだから。だから、それには情報取らなくちゃいけないから、高島屋の言い分、高島屋入っている商工会議所の会頭さんが中心に持っているのかな、たくさん。だから、そういうところも踏まえて、話を聞いてどうなのか、どういう状況なるかというのは、政治的判断も含めてしなきゃいけないと思うんですよ。だから、そういうことを早くやらないと、税金垂れ流すだけになりますよと、それは。だから、その事業については一度凍結するなら凍結ということも含めて判断してほしいと思うんです。そういうことも含めて情報公開をしっかりやるということをしなないといけないんじゃないかと思うんですよ、それはね。どうですか。副市長さん、どうですか。

○副市長 御指摘のとおり、しかるべき時期には、やっぱりそれを立ち止まるのか、進むべきなのか、またやめるべきなのかという難しい判断をせざるを得ないと思っておりますので、その辺は慎重にその時期を見極めた上で対応していきたいと思えます。以上です。

○末永 いや、だから副市長さん、高島屋さんに言って、話せば分かることなんですよね。大体どうなるかって、どういうことかなって。だから、長妻君でもいいんだけど、やっぱりトップのトップ会談をきちっとやって、話をして、どうなんでしょうかって、染谷部長入れて、高島屋さんがなくなったら、染谷部長の部長職がなくなっちゃうんですよと。だから、そこはどうなんだろうかとといった話をして、きちんと、やらないって言ったら、柏市として政治判断をするとか、そこがちゃんとしなないといけないんじゃないかと言っているんですよ。

○副市長 今その辺で、地権者の皆さんの意向を聞いておりますので、そういったデータなり判断材料がそろった時点で、そのような判断をするための会談とか、そういう場を設けながら、しかるべき時期にしっかり判断をしていきたいと思っております。以上です。

○上橋 実は、私新宿の西口で再開発ビルの視察に行ってきたんですが、ここは三菱地所が事業協力者だったんですけどね。現地行ってみると、再開発区域が極めていびつで、ど真ん中に東京電力の変電所みたいなのがあって、そこは事業地に含めていないんですよ。それで、なぜこれを事業地に、再開発事業地に含めないのかって聞いたら、やっぱり事業地があると、その事業地のための移転だとか、またそれで再開発やった方が戻ってくるかもしれない。こういう事業費が物すごく膨らむんで、除いたんだそうです。それで、一般住宅、古い民家みたいな一般住宅だけがあるところだと、工事期間中、アパート借りてやって、そのアパートに移ってもらって、また今度ビルができたら、その上にマンションに各部屋をやればいいんで、事業費が安くなるって言っていた。それで、それ戻ってきて、柏市でこの45階建ての

マンションを3棟も建って、売らないと事業が成立しない。なんで、ここまで無理するのといったら、やっぱり高島屋さんの存在が大きかったんですよ。工事期間中の売場面積の問題だとか。これもやっぱり事業費の中に入りますから、また戻ってやるわけでしょう。それで、だったらこの高島屋を除いて再開発は考えてみたらどうですかって言ったら、これ質問取りのときだったんだけど、高島屋の建て替えしないだったら、この再開発事業しませんと、都市部の人はずきり言った。よく分かった。これは高島屋を核として、もう一度、坂巻重男さんが議場で言ったように、山澤時代のそごうのダブルデッキの、これをもう一回、かつての夢を取り戻そうというのが柏の夢で、市役所が主導してやっている事業というのはよく分かったんだけど、問題は、坂巻さんが言う山澤時代と、今の日本とは全然違う。そこにコロナという大きなパンチが加わった。高島屋は、日本という国の経済がどういう流れにあるのか、よう分かっていますよ。もうこれ危険信号がともったぞということ、高島屋の幹部は感じられたんでしょうね。なかなか難しいことだと思う。だから、柏市はそれこそもう高島屋を除いても再開発をするのか。高島屋を除けば事業費はぐっと縮小するから、できるかもしれませんよ。だけど、今のようなプランはもうほごになっちゃう。そういう大きい決断をしなくちゃならんと思ったんですが、いつも議会では、結局柏の活力、活力、回復だというんで、やるんだ、やるんだ、もう柏市もそうだったし、前の商工会議所の寺嶋さんなんか、これもえらい熱上げていたんだけど、やっぱり決断しなくちゃならんときが来ますけど、どうですか、高島屋さん除いてもこれやられますか。

○都市部長 現時点で高島屋さんの部分、先ほど御説明したように、他の権利者さんもいる中でそこを確認しているの、どうなるというのは分からないので、高島屋さんを外す前提でお話しするというのはなかなか難しいですが、ただ万が一百貨店さんを外して区域を設定したとしても、基本的に区域面積がそれなりにあるということ。あと、駅との接続性という点では、百貨店さんを後でやってもというところもあったりするんで、その辺はきちんとシミュレーションをしてみないと、抜いてできるとか、できないとかというのは現段階では判断できないので、そこをきちんと一度百貨店さんの、ほかの地権者さんの方向性含めて出た時点で、事業所さんというか準備組合でシミュレーションするように話をしていくということになると思います。

○林 皆さんが今質疑大分されたので、私1点だけ。やはり高島屋が離脱した後、この事業がどういう方向に進んでいくのかというのは、市民の皆さんも多くが注視していると思います。なので、権利者の皆さんがどう考えているのかとか、高島屋がどう考えているのか、場合によってはその権利者をもっと増やしてほしいとか、補助金を増やしてほしいとか、そういう要望持っているのかとか、そういうことが分かった段階でぜひ報告いただければと思います。また、休会中の審査を開いてもいいですし、ぜひそのようにお願いいたします。以上です。

○日暮 今いろいろな話を伺ったわけですが、確かに今のような状況ですから、

百貨店にしても、その事業に参加する、参加しないは非常に難しい判断だというふうには思います。また、それは非常に大きな影響が出てくるんでしょうけども、私としては柏の西口の、また東口も一部関連してくると思いますけども、きちんとこれからの柏のまちづくり、中心市街地のまちづくりについて、非常に困難あるということは感じていますが、難しい中でも模索しながら進んでいただきたいなというふうに思います。そして、2年ぐらい前からいろんな、例えばいろんな、日刊紙にもありましたけど、そういう中でも将来はおおたかの森、相当地域の中心なんだろうというような見方もあるようですけども、今でも柏、43万人も人口を超えて、3年ぐらい前の国の将来の見通しだったと思いますけど、柏の人口は最高に達してから40年間は、そんなに下がらないという見通しもあるみたいです。これから全国的に人口減少する中で、柏は全国的に見ても、首都圏の中でも主要な都市だと思うんです。そして、これらの活力の維持をするためには、難しい中であっても模索をして、前向きに進んでくださるよう、本当にお願ひしたいなと思います。よろしくお願ひをいたします。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願39号主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願39号主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 請願39号主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願

いたします。

○委員長 次に、請願第3区分、請願40号、障害者の生活改善についての主旨4を議題といたします。

本件について質疑があればこれを許します。

○北村 ちょっと請願が、こんな失礼な言い方になっちゃうんですけど、ざっくりというか、何というんでしょうか、どういうふうに捉えればいいのかなどは思ったんですけども、柏駅から市役所までの交通手段、様々というか、あると思うんですけど、どういう交通手段があるんでしょうか。あるというか、どういう交通手段で柏駅から柏市役所にいらっしゃいませと来るようなイメージなんですか。

○委員長 既存のということですか、どういうことですか。

○北村 既存の……そうですね、交通手段を確保していただきたいというのは、バスとか、そういうものは議会でも今まで出ていましたけども、車、徒歩、自転車以外なのですか、これは。すみません、ちょっと私も交通手段の確保というのはちょっとイメージがいまいち分からなかったんですけど、どういうイメージなのか。ちょっと質問にはなっていない……

○委員長 紹介議員はいませんよね。

○北村 すみません、じゃ、質問の視点を変えます。今後本当に、毎日のように私も家から市役所に来るときに、おばあちゃんがつえをついて歩いていたり、やっぱり高齢化が急速に進んでいるんだなというのは日々感じるところであります。本当に環境変化の中でも、とんでもない暑さとか、寒さとか、突風だったり、そういうのが吹き荒れる中、駅から、私みたいな若い人間は大丈夫ですけども、高齢者の方が市役所に徒歩で来ることに對して、どういうふうに市としてお考えかなというところをちょっと、すみません、ざっくりとした質問で恐縮ですが、お答えいただけないでしょうか。

○交通政策課長 柏駅から市役所まで、先ほど北村委員のほうからどういう移動の仕方があるかということでございましたけれども、駅から市役所まで距離にして800メートルでございます。ですので、健常者であると大体10分ぐらいで歩いてこれる、徒歩圏であるということはまずあるかと思えます。既存の公共交通というところでは、1つはまずタクシーですね、これが非常に柏駅の場合は充実してございますので、これを使っていただくとワンメーターで市役所まで来れます。一般の方ですと500円で、今回請願がございました障害者の方ですと1割引きになりますので、450円で乗車いただけるというところがございます。あと、東武バスのほうで、柏駅の西口から呼塚交差点まで路線バスが走っています。こちらが、現金ですと170円で、障害者の方ですと85円で御利用いただけます。駅から市役所の本庁舎のほうは800メートルなんですけども、例えば分庁舎に行くと、1.3キロありますので、ちょっと歩くには遠いかなと思うんですけども、そういった場合はバスを使っていただくと、バス停から300メートルで分庁舎に行けますので、ぜひそういう既存の公共交通がありま

すので、そういったものを使っていただけるといいのかなと思っております。やはり高齢者の方もこういった既存のものを上手に使っていただくと、市役所まで非常に来やすくなるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○北村 ありがとうございます。ちょっと視点をまた変えてというか、交通手段もそうですが、やはり無段差道路、ちゃんと今車椅子の方だったり、そういう方も多いので、ちゃんと段差がないような無段差、本当に私も自転車乗りますけれども、1センチぐらいで、つまずいたりとか、転んだりというのもありますので、そういうところをまず整えていくというのも一つの手かもしれません。あとまた、本会議で私デジタル化とか、行政のDXということで、ちょっと少しだけ訴えましたけども、大阪府豊中市なんかは、市役所にもう来てもらわない市役所というのを考えて、デジタル市役所にしようとしております。これは誤解を恐れずに、市役所に来るのではなくて、来なくても完結するような市役所というのをデジタルとして進めていて、日本の中でも豊中市というのは本当にデジタルが一番と言われているぐらいで、DXももう100%やるんだというふうに言うております。そういうところから、ちょっと交通手段の今話とはずれましたけれども、市民の利便性を考えていくというのが一つ重要な考え方かなと思います。何か答弁あれば。ちょっと答えにくいですかね。

○土木部長 確かに交通、来てもらうという方法と、障害者等に関しましては来ないでも手続きができると、これが一番いいのかなというふうに思っております。今後デジタル化が進んでいくことを少し期待するというのも必要ですし、うちのほうもそれに向けて取り組んでいくということもやっていきたいと思っております。以上でございます。

○北村 ありがとうございます。期待しつつも、やはり期待するだけじゃなくて、ちゃんと実行して行って、全庁的にこういうデジタルというのを進めた中で、この交通手段の確保という、確保というか、交通手段の利便性が上がるというところになれば私もいいんだなと思います。以上です。

○末永 柏市を売り込むという意味では、800メートルとかなんとか言っていたけど、19キロ以下で走れば、何の制限もなく走れるよね。例えばゴルフ場に、何カートというの、ゴルフ場に乘るのある、俺ゴルフやったことないから分からないけど、外国行ったら、みんな自転車から何から、みんな行くよね。バイクの後ろにタクシーというふうにして、アジアの、どこもあるじゃないの。ああいうやつでいいから、少し柏市もっときれいにして、桐生だったかな、私見に行ったけど、あんな大きい車じゃなくてもいいから、五、六人乗れるもので、後から車椅子の人も乗れるというふうにして、柏市から、100円、200円ぐらいで来て、また1時間に2本ぐらい担保できるような、そういうものを柏の顔としてつくる意味で、やってほしいと思うんだよ。制限ない、何もあれだよ、規制がないし、あれは整備がちょっと必要だけど、整備会社、タクシーに頼めばいいわけだよ、タクシー会社に。だから、そういうものをちょっと、目玉商品じゃないけども、市役所行きと。帰りも柏駅行きと

いうふうにして、少し柏市が便利でいいんですよというようなことをできないのかどうなのか、そんな金もかからないでしょう。それは、19キロ以下だから、みんな高齢者運転しているんだよ、そういう地方では。だから、そういうのをちょっと、かたくなにやらないで、星君若いんだから、もうちょっとね、その名前も星なんだから、柏市の星をつくってほしいんだよ、そういうことを。そういうこと何もしないで、歩けというのは、歩くのもいいんだよ、健康のためにはいいんだけど、障害のある人は、やっぱり歩けない。俺も年取ってくると、歩くの嫌だよな。だから、やっぱりそういう市民の声を取って柏を売り出す、星のように、柏を星のようにする。担当部長が星なんだから、そういうことやってちょうだいよ、お願いします。

○林 私も請願者の意向を100%分かるわけではないんですけど、やはり市役所の玄関まで低料金で乗れるようなものが欲しいということなんじゃないかと思います。こういう要望は、これまでもずっとあったと思うんですけど、本市ではどのように市民の声を受け止め、これまでもどのような検討がされてきたのかというところをお示してください。

○交通政策課長 低料金ということでございますが、実は今保健福祉部のほうで、福祉タクシー券、障害者の方にこちらをお配りしてございます。こちら年間最大120枚で、人工透析の方は240枚までお配りしているような状況でございます。年収によってはその半分までという制限はございますけど、そういったことで今お配りしてございます。そちらを使っていただくと、実は柏駅から市役所までタクシー券が最大720円まで負担を市で今しておりますので、実質タクシーを使っていれば、無料で市役所まで来れるという状況でございます。仮に市役所から駅に戻るとき、このときタクシーがない場合は、迎車料金がかかって、呼ばなくちゃいけないんですけども、そのときも迎車料金を加えましても、自己負担帰り30円で市役所まで戻れます。ということで、往復30円で市役所往復できますので、かなりお手頃な値段じゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○林 分かりました。でも、これ請願が出てくるということは、今の状態で御満足いただけていないということなんじゃないかな。その意図がどこにあるかというのは、担当課のほうでは何となく分かりますか。

○交通政策課長 一つは既存の公共交通、特にタクシーなんかですと最近初乗り料金が500円に値下げになったとか、そういう大分使いやすくなったということがございますけれども、そこら辺をやっぱりもう少しPRしていくことによって、そういった御要望も少し減ってくるのかなとか、そういうちょっと情報発信をもう少ししっかりやっていったほうがいいのかなというふうには思っております。

○林 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 それでは、私から質問させていただきますので、副委員長と交代いたします。

○平野 今までのこのやりとりを聞いていて、幾つか、やっぱりもつとこの問題を重視して考えていただかなきゃいけないんじゃないかなと思うことがあるんですね。

例えば、バスで呼塚交差点のバス停に行って、市役所までに来る場合に、それを考えたときに、身体障害者の方や視覚障害の方が困難なしに、安全に来れるでしょうか。どう考えますか。

○交通政策課長 今委員おっしゃられたとおり、やはり市役所まで来やすいということで、例えば点字ブロックですとか、そういった障害者に対する整備というのは、呼塚交差点からですとちょっと弱いかなと思っております。以上でございます。

○平野 そういう整備されていないし、だからそこを使えば第二庁舎というか、都市部だとか、あそこには近いですよといっても、私は危なくて、とても使える道ではないと思います。それと、障害者手帳を持っている方はタクシー券ありますよね。今紹介したとおりですけれど、高齢者で、障害者の認定はされないけれども、市役所まで歩いてくるのは大変だという方たくさんおられると思うんですよ。前に本会議で、一般質問で日下議員が、つえつてくる高齢者の数を数えた、人数を数えたという質問をしたことありますけれども、やはり今この生活がだんだん苦しくなる中で、年金が年々下げられる中で、タクシー券を持っていない方が気軽にタクシーに乗るといって、そういう時代じゃないと思います。若い人だってタクシー今使わないんですもの。それで、8年前の市長選挙のときに、このコミュニティバスという政策を私たちが出しました。それで、4年前の選挙のとき、市長は、市長が公約にコミュニティバスという公約をしたんですよ。私はつきり覚えていないんですが、8年前からこの間の間に本会議場で、土木部長が誰だったかちょっと今定かに思い出せませんが、コミュニティバスを実現するという、ときに、真っ先にやらなきゃいけないのがこの駅と市役所の間ですということをや答弁したと思うんですよ。記憶にありますか、どなたか。土木部の方。

○土木部長 私は答弁していません。

○平野 その答弁を土木部長の前任か前々、その前か、部長答弁を記憶している方いませんか。

○副市長 すみません、ちょっと私も記憶はございません。

○平野 それは、会議録を見れば出てくることですがけれども、どこのまちでも、市役所前というところは、市役所に行くのにそういう不便をかけるような、800メートルですから健康のために歩きましょうみたいな、そういう考えの自治体、あるいは障害者の方はタクシー券があるから、そのことをよく周知すれば、こういう要望減るでしょうか、そういう、もっとう市役所に来られる、歩いてきている高齢者に、一人一人、部長でも課長でも聞いてみたらいいですよ。駅から歩いていく方に、申し訳ないけれども、椅子も用意して、ちょっと座ってもらって、どうして歩いていくんですかと、歩くのどうでしたかというふうに、つらくなかったですかって聞いてみてくださいよ。そうしたら、この要望って分かりますから。ぜひ過去の答弁も、答弁では私は部長がまず先にやらなきゃいけないのは、この駅と市役所の間。以前に一回モデルプランを出したことあるじゃないですか、駅の東側と西側で、巡回バス。あのことをイメージしていたのかもしれないけれども、駅と市役所の間

通手段の確保というのを私は議会で、部長はやらなきゃいけないこととして答弁したというふうに記憶していますので、調べてください。私の質問は終わります。

○末永 道の駅しょうなんのバスが柏駅から無料でやっているんだよ。そこを市役所前を通過して、いけばいいじゃん。そんなお金もかけないし、ちょっと知恵出せば、道の駅しょうなん100万もバスの運営費、年間100万で補助しましょうって、ここ通って、柏市役所通って、どっちみち通るんだから、こっち通って、ずっと回っているんだよ、今。だったら、市役所のところ、こう回っていけばいいじゃん、そんなのは。ただ、道の駅のほうでは大変なんだから、道の駅に、じゃ年間市役所に来るまで100万円ぐらい出すからって、100万円するかどうか分からんけど、出して、じゃやりましょうよって。そういうことをちょっと考えれば済むことじゃん、そんなのよ。何もしなくたって。さっき言ったのは、格好いいゴーカートみたいのでやると、柏市の星のマークでもつけて、柏市役所行きといたら、それはいいだろうというんだよ。だけど、そうじゃなくて、ないというんだったら、通ればいいじゃん、そんなことよ。そういう知恵出さないよ。全く知恵ないの、そういう知恵。もう本当に、そういう人は悪いけど、市役所退場して。要らないよ。市民のためにどうするかということを考えてちょうだいよ。ちょっと考えれば、できることじゃん、そんなのは。そうしてよ。俺が暇だったら、毎日ただで乗せてきたいけれども、だけど忙しいからできないけど、ちょっと考えてよ、ちょっとね。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願40号主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により採択すべきものと決めます。

○建築指導課長 すみません、先ほど請願36号の主旨5に関連して、林委員のほうから、地下オイルタンクの過去の火災事例について御質問があったと思うんですが、消防局のほうに確認をいたしまして、同様の重油タンクで過去10年間で火災の事例というのはないということでした。以上報告させていただきます。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

この際お諮りいたします。採択した請願のうち、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に、執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。詳細は、後日御連絡いたします。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

ここで言うべきかな、今のところで言うべきですか、先ほど質疑の中で、データセンターについて現地調査というか、視察について末永委員から提案がありました。閉会中に、どちらですかね。この事務調査の中でやるのがいいかな。（「現地視察であれば、委員派遣なので、ここで御協議いただくことになります」と呼ぶ者あり）委員派遣。じゃ、この中で、今もう一回やりますね。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続について、手続をしなきゃいけないんですが、先ほど末永委員から、このデータセンターの現地視察について提案がありました。いかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 それでは、委員派遣については布施南地区の地区計画区域について現地調査をするということで、日時、それからその他の今どんな内容の調査をするか、誰に説明を聞くかといったことは正副委員長に御一任願いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう決しました。また、日時については事務局で調整していただきますので、よろしくお願います。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会といたします。

午後 5 時 8 分閉会